

平成23年第2回砂川市議会定例会

平成23年6月20日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
増山 裕司議員
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
自 6月20日 8日間
至 6月27日
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問

一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君

小 黒 弘 君

○出席議員（14名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 井 上 克 也
教 育 次 長 森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 吉 川 美 幸

○議長 東 英男君 おはようございます。本会議の開会前に、5月19日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許します。

副市長。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成23年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び増山裕司議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、第87回全国市議会議長会の定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことにお許しをお願いいたします。

○議会事務局長 河端一寿君 今回受章されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

一般表彰、議長4年以上、北谷文夫議員、副議長4年以上、東英男議員、特別表彰、議員20年以上、東英男議員、同じく土田政己議員。

なお、東議長につきましては、既に受章されておりますので、報告のみとさせていただきます。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の東日本大震災に対する対応について。3月11日発生いたしました東日本大震災は、戦後最大級の大規模な震災となり、死者、行方不明者が6月10日現在で2万3,500人に及ぶ大惨事となりました。痛ましい犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意をあらわすとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げる次第であります。被災地の皆様には、災害復旧のめども立たず、いまだ多くの人々が不自由な避難生活を送っておられ、物心両面にわたるご苦勞ははかり知れないものがあります。本市といたしましては、被災された方々の一日も早い復旧を願って、次のように救援等の対応を図ってまいりましたので、その経過について報告をいたします。

(1)の義援金であります。3月15日、日赤砂川市地区長・砂川共同募金会会長名で、各町内会長あてに義援金の協力方依頼文書を送付いたしました。また、3月16日から5月31日まで、市庁舎・市立病院・公民館に募金箱を設置し、義援金の受け付けを行い、6月10日現在の義援金受け付け状況は157件、1,632万7,650円となっております。3月31日、本市として義援金500万円を日赤砂川市地区に送金し、また被災した義士友好親善都市である岩手県一関市、茨城県笠間市、桜川市、栃木県大田原市の4市へ義援金各10万円、計40万円を送金いたしました。4月7日、市役所、市立病院、消防署職員の義援金229万3,500円を日赤北海道支部に送金をいたしました。

次に、2ページ、(2)の支援物資であります。4月1日、社会福祉協議会、町内会連合会と協力して被災地への支援物資の受け付けを開始し、4月21日、提供された支援物資を空知総合振興局に搬送いたしました。なお、支援物資の受け付け状況は、記載のとおりであります。

次に、(3)の職員の派遣であります。被災地、関係機関の要請に応じ、職員を派遣いたしました。市立病院では、5回の派遣を行い、延べ医師7名、看護師8名、薬剤師1名、事務局職員4名を被災地へ派遣いたしました。消防本部では、2回の派遣を行い、延べ職員4名を派遣いたしました。

次に、(4)の避難者受け入れ体制であります。被災地から本市への避難者に対する支援体制を整えたところであります。受け入れ可能住宅は、市営住宅で東町団地5戸、宮川中央団地3戸、教員住宅の戸建て住宅2戸、1棟2戸、移住体験住宅で2戸、合計14戸であります。避難者生活支援一時金につきましては、被災地から避難し、公営住宅等に

入居した世帯に対し、生活支援一時金として1世帯10万円、世帯員2人目からは1名につき1万円を加算し、支給することを決定したところであります。

以上が東日本大震災に対する対応についてであります。

次に、3ページ、広報広聴課の関係では、4点目の砂川市土地利用計画の策定に向けた取り組みについて。6月2日、第1回砂川市土地利用計画協議会を開催し、会長の選出後、国土利用計画、砂川市都市計画マスタープラン、砂川市緑の基本計画の策定に向け、概要説明を行い、今後の取り組みなどについて意見交換を行ったところであります。

次に、7ページ、市民部市民生活課の関係では、10点目の指定ごみ袋の変更について。砂川市指定ごみ袋を作製していた市内業者の廃業に伴い、4月から新たな業者と委託契約を結び、こん包形態を3つ折りからロールに、燃やせるごみ専用袋の仕様を黄色線赤文字から赤色線赤文字としたところであります。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について。6月2日・3日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は国道12号線、北5丁目から南12丁目まで、総延長2,300メートル。植樹柵数は279柵。花種は、マリーゴールド6,250株。柵管理者は、地先商店主等229名であります。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について。6月1日・2日の両日、砂川TMO構想に基づくまちなみ景観向上事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵に植花やプランターを設置したところです。実施区間は道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル。植樹柵数は42柵。花種は、マリーゴールド1,600株、サルビア1,600株。柵管理者は、地先商店主等28名であります。

次に、13ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について。低温や日照不足の影響により、各農作物の作業・生育はおくれておりましたが、その後の好天により順調に生育しているところであります。なお、トマトについては、低温障害のため穴あき果の状態が出ているところであります。

次に、20ページ、市立病院の関係では、3点目の平成23年度附属看護専門学校の入学状況について。受験者176名のうち、一般入学試験合格者30名、推薦入学試験合格者8名でありましたが、そのうち35名の学生が4月6日に入学いたしました。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生35名・2年生35名・3年生36名、総数で106名となったところであります。

次に、21ページ、5点目の工事の発注状況について。(1)の平成20年度に発注し

た病院改築工事の進捗率は93.77%、(2)の平成22年度に発注した旧病院解体工事(その1)の進捗状況は79%となっているところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の学校の現況について申し上げます。5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は中央小学校、北光小学校で各1学級増加、砂川小学校で1学級、石山中学校で3学級減少し、全体で2学級減となっております。児童生徒数は、小学校で43名減少、中学校で12名増加し、全体で31名減少となっております。教職員数は、小学校で2名増加、中学校で3名減少し、全体で1名減少となっております。

2点目の平成23年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。平成23年度全国学力・学習状況調査を4月19日に実施する予定でありましたが、文部科学省から東日本大震災の影響等を考慮し、今年度は調査を見送り、今後の取り扱いにつきましてはその詳細を追って連絡するとの通知と、道教委からもこの調査に係る進め方について、国の動向を踏まえ対応していくとの通知があったところであります。

次に、3点目の空知教育センターの今後の方向について申し上げます。空知教育センター組合では、教職員の研修等を実施する教育機関として、空知管内の市町村が昭和43年に共同で設置した空知教育センターの施設の老朽化・耐震化への対応などの課題解決のため、平成20年12月から教育長会議などで検討を行うとともに、平成22年3月に組合長を含む首長7名による検討委員会を設置し検討を進め、本年3月の組合議会定例会において検討結果が報告され了承されたところであります。検討結果の主な概要は、課題と現状を踏まえ、現施設を解体撤去し、滝川市が取得する予定の旧滝川高等技術専門学院校舎の一部を賃貸し、現在の宿泊、食堂部門を廃止するなど、構成市町の負担を軽減し、施設の運営や効率化を図るものとなっております。なお、今後の日程等については、組合議会において協議されることとなっております。

3ページをごらんいただきます。社会教育課所管について申し上げます。1点目の放課後子ども教室について申し上げます。平成23年度の放課後子ども教室が4月20日に空知太小学校で、4月22日に豊沼小学校でそれぞれ開設いたしました。この事業は、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進することを目的としており、参加児

童は空知太小学校地区で45名、豊沼小学校地区で48名となっております。

次に、4点目の春のあいさつ運動強調週間について申し上げます。4月の「あいさつ運動推進委員会」で確認された春のあいさつ運動強調週間を5月17日から20日までの4日間、市内小中高の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブなどの48団体の協力を得て実施いたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 市政執行方針

○議長 東 英男君 日程5、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 平成23年第2回市議会定例会の開会にあたり、市政執行に対する私の所信と基本方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、先に行われました市長選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援を賜り、第5代市長として市政執行の重責を担わせていただくこととなりました。

与えられた責任の重さを認識し、これからの4年間、市民の皆様のご期待に応えられるよう、全力でまちづくりに取り組んでまいりたいと覚悟であります。

平成23年度は、市民参画による総合計画審議会における議論、市民意識調査などを基に策定した、砂川市第6期総合計画の初年度であります。

第6期総合計画では、「安心して心豊かに いきいき輝くまち」をめざす都市像とし、「協働によるまちづくりの推進」、「地域コミュニティの推進」、「健全な行財政運営の推進」をまちづくりのための共通した考えとしており、この考え方を基本姿勢として、市政運営を進めてまいります。

私は、市長選挙に際しまして、市民が一丸となって、このまちを守り、育てていかなければならないと、訴えてまいりました。超高齢化社会の到来、少子化による総人口の減少、デフレ経済の進行、国の財政状況の悪化等、厳しい時代が進んでおります。このようななか、みんなが心をつなぎ英知と力を結集してまちづくりを進めて行かなければなりません。

私が考えております、まちづくりの考え方について申し上げます。

始めに、「市民との協働」であります。これまで、市民の皆様のご協力をいただきながら、協働のまちづくりが進められてまいりましたが、地域主権の考え方などを踏まえ、より一層、協働のまちづくりを進めることが重要であると考え、新たに「まちづくり協働課」を設置いたしました。

この「まちづくり協働課」では、協働のまちづくりの方策及び施策の推進、町内会、NPO法人及びボランティア団体などの活動支援及び連携・調整などを行うこととしております。

協働のまちづくりを推進するためには、市民、町内会そしてNPO法人、ボランティア団体、社会貢献活動を行う企業、さらに行政、この三者が互いに理解し、尊重して、より良いまちづくりを進めることが必要であると考えておりますので、協働への意識づくり、環境づくり、仕組みづくりに取り組んでまいります。

つぎに、「高齢社会への対応」であります。急速に進む高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域包括支援センターなどの強化・充実を図りながら、サービス事業者、行政だけではなく、市民の皆様自らが地域コミュニティの最小単位である町内会、ボランティア活動などを通じて関わりあうなど、協働して地域で高齢者を支えるという仕組みづくりについて、大変難しい課題ではありますが、取り組んでいかなければならないと考えております。

また、待機者が多いことから要望が多い介護老人福祉施設の誘致につきましては、圏域ごとに入所定員が定められ、介護保険料の引き上げにもつながりますので、市民の皆様の意見を十分に聞きながら、慎重に検討してまいります。

さらに、自家用車に頼ることのない、高齢者などの移動交通手段を確保するため、本市に適した新たな公共交通の方策について検討を進めてまいります。

つぎに、「産業の育成と雇用の確保」であります。まちが元気になるためには、地域経済の活性化、雇用の確保が必要でありますので、異業種交流、農工商連携などによる地場製品の開発などを積極的に支援するとともに、商店街の活性化に対する助成などにも取り組んでまいります。

また、公共事業は、地域経済にとりまして、大きな経済効果をもたらすものであり、雇用の確保にも繋がりますので、計画的に実施してまいります。

さらに、来年度に向け、「すながわハートフル住まいる助成事業」について地元企業の利用促進に向けた、見直しを進めてまいります。

つぎに、「市立病院を核としたまちづくり」であります。砂川市の財産である市立病院は、改築事業が新本館の開院を終え、本年10月の南館の開院に続き、立体駐車場の建設が行われ、来年8月をもって改築事業が完了いたしますので、今後は、地域医療を担う立場として、健全経営に全力を傾注していくものであります。

また、市立病院を中心とした市街地は、多くの人々が集う場でありますので、人に優しいまちとするため、市立病院周辺地区の環境整備事業やJR砂川駅の橋上駅舎化等についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

つぎに、「健全な財政基盤の確立」であります。地方財政は、国が進めた三位一体の改革などにより、厳しい財政運営を強いられ、このため、本市におきましても、市民の皆様のご理解を賜り、行財政改革に取り組んできたところであります。

この行財政改革の効果に加え、地方財政が疲弊して危機的状況に陥ったことから、地方交付税の増額が進められましたので、安定した財政運営の道筋が見えてきましたが、国の

財政状況は依然として厳しく、さらには、東日本大震災の復興など、先の見通しは、不透明であると言わざるを得ないものであります。

また、これまで、土地開発公社、振興公社につきましては、経営健全化に向けた取り組みを進めてまいりましたが、経営状況を見据え、平成25年度に期限を迎える第三セクター一等改革推進債の活用などを含め、さらなる、検討が必要であると考えております。

このような状況にありますので、事務処理の効率化を図るため、事務の広域化、共同化に向けた検討につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

つぎに、「災害に強い安全・安心なまちづくり」であります。本市では、大規模な災害の発生に備え、小中学校の耐震化率の100%を達成し、子ども達の安全を最優先に事業を実施してまいりました。また、地域防災訓練などを通じて、防災体制の確立と防災意識の高揚を図っておりますが、今後におきましても、阪神淡路大震災の教訓を基に「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えのもと、町内会などとの連携を図るとともに、危機管理として、食料、資機材などの確保策についても、広域的な連携を含め、検討を進めてまいります。

以上の考えを基本といたしまして、各種施策に取り組んでまいり所存でございます。

つぎに、今定例会における補正予算について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、財政基盤の確立を図りながらも、現下の経済状況を踏まえ、公共事業を実施するほか、産業振興などにも取り組むこととして、補正予算の編成を行ったところであります。

以下、補正予算の大綱について、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、市役所庁舎を訪れる人にとって使いやすい施設とするため、既存のスペースを活用しながら、各階のトイレの改修を行ってまいります。

また、ふるさと応援寄附金事業として、いわゆる「ふるさと納税」のさらなるPRを図るとともに、寄附者に対し、感謝の意を込めて特産品の贈呈を行ってまいります。

つぎに、民生費につきましては、子育て支援のために、急な用事など突発的な保育ニーズに対応するため、育児の援助が必要な人と子どもを預かることができる人が会員登録することで、子育ての相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を子育て支援センターで実施し、地域における子育て支援を推進することにより、安心して子どもを生き育てる環境づくりに努めてまいります。

つぎに、衛生費につきましては、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診を実施しておりますが、近年、増加傾向にあります大腸がんについて、40歳以上の一定の年齢に達した方に対し、無料で検診を受けていただく「がん検診推進事業」を実施して、受診率の向上に取り組んでまいります。

つぎに、農林費につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足により発生した耕作放棄地等の解消及び発生防止のため、これらの農地を引き受け、優良な農地を保全し、有

効利用を図る農業生産法人への支援を行ってまいります。

また、鳥獣被害防止対策として、鹿やアライグマ等による農作物の被害防止のため、電気牧柵の設置者に対する助成を引き続き実施してまいります。

つぎに、商工費につきましては、市内における地域経済の活性化を図るため、昨年度に引き続き、砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、補助を実施するとともに、中心市街地における消費活動を大きく助長するため、砂川商店会連合会の商品券発行事業に対しても、補助を実施することで、地元商店街への直接的な購買行動を促し、中心市街地の活性化につなげてまいります。

また、商店街店舗整備事業として、新築等に対する補助対象業種を飲食店及びサービス業まで拡大し、さらに、空き店舗を活用して初めて開業する場合において、空き店舗賃借料を早期に補助を行い、起業に対する支援と空き店舗の解消を図ってまいります。

さらに、オアシスパークを訪れる方が、自由にサイクリングすることで、自然の美しさなど堪能していただくため、貸し出し用の自転車を購入し、体験型の観光スポットとして、新たな活用を図ってまいります。

つぎに、土木費につきましては、交通網の整備として、高速西4号通り外28路線の改良舗装・側溝工事及び測量・用地確定委託を行うなど、生活道路などの整備を進め、生活環境の向上及び交通安全対策に努めてまいります。

また、地球温暖化にも配慮した、街路灯のLED化の取り組みも進めてまいります。

さらに、公営住宅の整備として、改善工事では、北光団地の手すり設置などの高齢化対応工事、東町団地の屋根・外壁改善工事と灯油集中配管工事、宮川中央団地の屋根・外壁改善工事を実施するほか、新たに宮川中央団地の排水管改修工事に着手してまいります。

また、建替事業では、南吉野団地において、継続工事の2棟13戸の完成に併せて、道路の改良工事及び12棟42戸の除却工事を実施し、平成19年度より進めてまいりました6棟63戸の建て替え事業を完了させるほか、石山団地においても新たに2カ年事業で1棟6戸の建設に着手するなど、住環境整備を進めてまいります。

なお、公営住宅の整備は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき進めておりますが、本年度に見直しを図り、今後の公営住宅の建て替え、改善、維持管理及び団地内公園等の環境整備について、総合的な活用のための方針・方策を定めてまいります。

つぎに、消防費につきましては、水難救助、交通事故などの災害発生時に必要な資機材及び人員の搬送、防火査察などにも利用する多目的車を導入するとともに、水難救助用ボートの更新を行い、災害への対応を図ってまいります。

つぎに、教育費につきましては、教育環境の整備を図るため、小学校の遊具が、児童の体力向上、遊び環境の充実を図るために必要なものであることから、これまで、安全点検の結果、必要に応じて修繕、撤去などを行ってまいりましたので、不足する部分について、新たに設置するものであります。

また、中学校の机・椅子が経年により、傷みが激しくなっていますので、更新するとともに、各小中学校の暖房機の購入、修繕を実施してまいります。

図書館では、「砂川市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳児とその保護者に対して、本をプレゼントすることにより、読書への関心と親子のふれあいの時間をもてるよう支援する、ブックスタート事業を6ヵ月児健診時に実施してまいります。

施設の管理においては、小中学校の耐震化率が100%となりましたので、市民の安全・安心を確保するため、避難施設にもなっております、海洋センター、総合体育館、公民館の公共施設の耐震化に向けて、耐震診断を実施してまいります。

給食センターでは、児童・生徒に安全で安心な給食の提供が求められておりますので、設備の修繕などを行い、衛生管理の徹底を図ってまいります。

以上が、今回、予算措置しました事業の主なものであります。

これら一般会計の追加事業費は、6億2,826万5千円を計上する一方、この補正予算に要する財源につきましては、歳入で国・道の補助金1億1,301万円、市債で2億5,760万円などを予定しており、歳出では、当初予算において財政調整基金に積み立てしてありました2億3,974万円全額を減額し、財源調整をいたしました。なお、財源不足が生じたことから、財政調整基金から取り崩しを行うところであります。

この結果、一般会計における補正予算額は、3億8,852万5千円となり、補正後における予算規模は、108億9,152万5千円と、前年度の当初予算と比較して、0.7%の増となったところであります。

これからのまちづくりは、自ら考え、決めていくことが求められています。多様化する市民ニーズに的確に対応した、市民の皆様が望むまちづくりを進めるため、心をひとつにして、共に考えて進めていかなければなりません。

市民の皆様と行政が信頼関係を築き、互いに理解し合うため、身近な行政情報の提供を積極的に行うとともに、私が先頭に立ち、広く意見を聞くための取り組みも進めてまいります。

これまで、人口減少、急速な高齢化、個人意識の高まりなどから、地域コミュニティの崩壊が進み、大きな課題であるとされておりましたが、今回の東日本大震災における被災地の状況を見ますと、人が共に支え合う、地域コミュニティの果たす役割の重要性を再認識したところであります。

地域コミュニティの強化を図るため、町内会などと連携を図ってまいります。そのためにも、職員には、地域の一員として、協働を進めるために市民活動の中に入ることが必要とされますので、積極的な参加を進めてまいります。

これまで、先人の努力により築かれた「砂川」を誰もが安心して心豊かに暮らし、一人ひとりが希望を胸に輝くことができるまちとするため、全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解と一層のご支援、ご協力を重ねてお願い

申し上げます。

以上、所信を申し述べまして、平成23年度市政執行方針といたします。

◎日程第6 教育行政執行方針

○議長 東 英男君 日程第6、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 平成23年第2回砂川市議会定例会の開会にあたり「平成23年度教育行政執行方針」について申し上げます。

今日の全国的な教育環境は、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、取り組むべき多くの課題に適切な対応が求められており、教育の果たす役割が、ますます重要になってきております。

本市におきましては、本年が、まちづくりの指針である「砂川市第6期総合計画」の初年度であり、教育に関する将来のあるべき姿や取り組むべき教育施策を推進する「砂川市教育目標」及び「砂川市教育推進計画」がスタートする年でもあります。

教育委員会といたしましては、これら計画の理念に基づき、子どもの成長を見据えながら、学校、家庭、地域がこれまで以上に連携し、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び、豊かな心を育てていくための教育の実現をめざし、市民の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます。

はじめに学校教育について申し上げます。

一人ひとりの人格の完成という教育の目的達成を目指して、子どもたちが社会で自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させ、自らの人生を幸せに送ることができるよう、「生きる力」を育むために、主に次の6つの観点から学校教育を推進してまいります。

第1に、豊かな教育活動を推進する教育環境の充実に努めてまいります。

子どもがいきいきと学び、豊かな心を育む教育活動を支えるためには、時代の要請に応える安全で快適な教育環境の整備が必要であります。

このことから本年度におきましては、小学校の遊具整備や、中学校の生徒用机・椅子の更新を行うほか、小中学校の体育館遠赤外線暖房機の修繕、FF石油暖房機の更新など、施設・設備の修繕等を計画的に行ってまいります。

また、図書館との連携により、利用しやすい学校図書館の実現に努めてまいります。

第2に、確かな学力を育む学習指導の充実に努めてまいります。

すべての子どもが、自らの将来を主体的に生きていくために必要な力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、それらを活用・応用することで育まれる思考力・判断力・表現力等の育成を図り「確かな学力」を向上させるこ

とが重要であります。

そのため学習指導要領に基づき、各教科等の指導に必要な時間を確保するなど、適切な教育課程の編成に努めてまいります。

また、学習指導要領の理念実現を目指し、知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程の編成・実施に努めるとともに、組織的な授業研究の充実を図り「わかる授業」、「楽しい授業」の実践を通して、子どもたちの学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ってまいります。

また、子どもたちの学習状況等を的確に把握し、チーム・ティーチング等の学習形態を活用した習熟度別学習に取り組むなど、学習指導の改善に努めてまいります。

第3に、一人ひとりの持てる力を高める特別支援教育の充実を図ってまいります。

砂川市の特別支援教育につきましては、周辺2市4町による砂川地区特別支援教育推進協議会を運営するとともに、砂川市特別支援教育連携協議会による教育、福祉等関係機関による情報の共有化と、地域との連携協力のネットワークを強化してまいりましたが、一人ひとりに「生きる力」を確かに身につけていただくためには、より一層の特別支援教育の充実が必要であります。

このことから、児童生徒一人ひとりの障害の状態や、発達段階の特性等の的確な把握に努め、個々の課題を明確にし、きめ細かく適切な指導計画を立て、自立をめざした教育活動を実践してまいります。

また、特別支援教育コーディネーター及び校内委員会の活用を図り、より一層、校内外における連携体制の充実に努めてまいります。

第4に、豊かな人間性を育む教育の充実に努めてまいります。

豊かな人間性と自立心を育むためには、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、他人を尊重し、認め合うことなど、社会生活を送る上での生き方を学ぶとともに、一人ひとりが自分をしっかりと見つめ、将来の目標をもち、目標に向かって努力することが重要であります。

このことから、学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、全教職員が協力して道德教育を展開するとともに、道德の時間を要としながら全教育活動の中で道德教育を推進するよう創意工夫ある指導計画を立て、実践してまいります。

また、子ども一人ひとりの内面理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深め、すべての教育活動を通して自立心や社会性・自律性の育成に努めてまいります。

いじめ、不登校等生徒指導上の諸問題につきましては、いじめ実態調査に取り組むなど、問題行動の実態把握に努め、学校・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

さらに、教育相談体制の充実を図り、小中学校の連携による育ちの連続性を重視した継

続的な指導、及び学校間の横断的な連絡体制による指導を推進してまいります。

第5に、健やかな体を育む教育の充実を図ってまいります。

全国的に子どもの体力や運動能力が低下傾向にあると指摘されるなか、学校教育全体を通して健康づくりや体力づくりの充実を図るとともに、児童生徒が「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康な体を育んでいくための基礎を培うことが求められております。

このことから、子どもの体力や運動能力、運動習慣等の状況や学校における体力向上に向けた取組みの成果と課題を的確に把握し、その改善を図るための取組みを充実させてまいります。

また、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を身に付けるとともに、「早ね・早起き・朝ごはん」等基本的な生活習慣の定着のため、家庭と連携した指導を推進してまいります。

さらに、地産地消を取り入れ、学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取組みを進めるとともに、本年度は食器洗浄機や食器箱の整備を行うなど、機材の計画的な整備を図り、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

加えて、本年度から、子どものむし歯を減らすため、むし歯予防において高い効果が認められているフッ化物洗口事業の実施に向けた取組みを進めてまいります。

第6に、信頼される学校づくりに努めてまいります。

学校教育につきましては、家庭や地域社会との協力が不可欠であることから、保護者や地域住民などが情報や課題を教職員と共有しながら、学校と協力して子どもを育む体制づくりが必要であります。

このことから、保護者や地域住民などとの連携により、地域全体で子どもの豊かな成長を支える教育活動の充実を図ってまいります。

また、学校評価と結果の公表を適切に行うとともに、組織的・継続的な改善を図る学校評価システムの充実を図ってまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に対しましては、4間口の確保及び高等学校教育の充実に向け、学校との連携を強化し情報の発信に努めるなど、引き続き積極的に支援をしてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

誰もが自由に学び続けることができ、その成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる「生涯学習社会」を実現するためには、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会や学習活動の充実を努め、世代に応じた豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりを推進していくことが必要であります。

そのために、社会教育では、地域や関係団体との連携を強めて、全ての市民が自らの意思により学習活動に取り組めるよう、次の5つの観点から社会教育事業を推進してまいり

ます。

第1に、家庭教育の充実に努めてまいります。

家庭は社会の最小単位であり、生涯学習の基礎づくりを行う場であります。家庭の教育力向上のためには、学校や地域、関係機関などと連携を強化し、家庭教育の課題や現状の共通理解を図りつつ、家庭教育を支援する体制づくりを進めることが必要であります。

そのための第一歩として、市内の企業に働きかけ、「砂川市家庭教育サポート企業」を組織し、企業の家庭教育への支援意識を高め、家庭教育環境を整えるとともに、学校や地域、関係機関と連携し、あらゆる機会を通して家庭教育の充実にに向けた取組みを推進してまいります。

第2に、読書活動の普及促進を図ってまいります。

市民が主体的に学び続ける「生涯学習社会の実現」のためには、図書館を拠点とした読書活動が活発に行われる社会を目指すことも重要であります。本市では、子どもの読書離れが進む現状を鑑み、昨年度「砂川市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

このことから、学校・家庭・地域が連携し、読書機会の提供や読書環境の整備を進めるとともに、乳児期から読書に親しむ習慣を定着することを目的に、新たに「ブックスタート事業」に取り組むなど、計画に基づき着実に読書活動の普及促進を図ってまいります。

第3に、地域で支える青少年健全育成活動を推進してまいります。

事件や事故などから子どもを守るためには、学校や家庭はもとより、地域で子どもを見守る体制の充実に努めていくことが重要であります。

このことから、多くの地域の皆さんの協力を得て行われている「あいさつ運動」や、「放課後子ども教室」などを通して、子どもの安全・安心を見守る地域づくりを進め、地域の皆さんに教育への関心や意識を高めていただけるよう働きかけてまいります。

また、青少年指導センターを中心に学校や警察と連携し、問題行動などの情報の共有化を図り適切に対処するなど、青少年健全育成の取組みを進めてまいります。

第4に、スポーツ・レクリエーション機会の充実に努めます。

子どもから高齢者まで、市民皆スポーツを推進するためには、年齢や体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会や場を提供し、誰もが気軽に運動が楽しめる環境を整えることが必要であります。

このことから、自主的な活動を行っているグループ・団体等との連携・調整を図り、施設の効果的な利活用を促進するとともに、継続的な活動が行われるよう必要な支援に努めてまいります。

また、海洋センターは昭和52年、総合体育館は昭和54年の開設であり、いずれも昭和56年以前に建設された施設であることから、地震災害に備え、本年度は、施設の耐震診断を実施いたします。

第5に、社会教育施設の利活用を促進してまいります。

市民が主体的に学びを進めていくことができるように、公民館や地域交流センター、郷土資料室、図書館などの施設の効果的な利活用を進めてまいります。

公民館では、生涯学習の拠点施設としての機能を果たすため、各グループ・サークルの活動が活発になるように、交流会などお互いに学びあえる環境を整備してまいります。

また、次代を担う子どもに学習の成果を伝えることができるように、学校との連携を深め、子どもの豊かな体験活動と大人の学習成果を還元できる場を提供してまいります。

また、公民館につきましては、昭和56年に建設されていることから、地震災害に備え、本年度に施設の耐震診断を実施するとともに、経年劣化している会議室等のカーテンの更新及びブラインドの修繕等を実施いたします。

「地域交流センターゆう」では、本年度も引き続き、指定管理者である「NPO法人ゆう」との連携を密にし、創造的な文化芸術活動を通して、子どもから高齢者まで、すべての世代が集う、賑わいと交流の拠点施設となることを目指してまいります。

郷土資料室では、郷土の学習を効果的に進めるため、学校に対する郷土資料の情報提供に努め、児童生徒が興味をもつような学習活動を支援してまいります。

また、年3回の特別展示を実施し、子どもから高齢者までの幅広い世代が、郷土資料に触れる機会を提供してまいります。

図書館では、市民に親しまれる図書館を目指して、市民のニーズに応じた情報提供や利用者相談体制を充実させてまいります。

また、「砂川市子ども読書活動推進計画」の推進拠点として、各学校との連携を強化し、「出張お話し会」や「貸し出し文庫」の利用促進を図るとともに、読み聞かせボランティアなどの育成を図り、読書環境の整備充実に努めてまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、教育行政の執行にあたりましては、将来を見据え、職員一丸となって計画的かつ効果的・効率的な取組みに努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、平成23年度教育行政執行方針といたします。

◎日程第7 一般質問

○議長 東 英男君 日程第7、一般質問に入ります。

質問通告者は8名であります。

順次発言を許します。

一ノ瀬弘昭議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

一ノ瀬弘昭議員の一般質問を許します。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。私の質問項目は、大きく2点であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、市立病院開院時間前の正面玄関の開扉についてでございます。午前8時から開院される市立病院でありますけれども、自家用車やタクシーを使って来院される方々が多くおられます一方、バスやJR等の交通機関を使いまして来院される患者の方々も多くおられるところでございます。そのため、8時の開院前から正面玄関前におきましてドアが開くのを待つ姿をほぼ毎日目にしているところでございます。ドアが開くのを待つ患者さんたちに、私は開院前に病院に来る理由をお尋ねいたしました。そうしますと、バスやJRの到着時間が早いために仕方がないという方が8割以上を占めておりました。この時期、夏場であれば屋外で待つことも容易でありますけれども、冬ともなれば健康な方でも大変なことであるのは言うまでもございません。そこで、正面玄関の3枚のドアのうち、1枚だけでも時間前にあけることができないかお伺いいたします。

続いて、2点目ありますが、砂川市内における災害時の避難所についてでございます。市内には10カ所の避難所がありますけれども、万が一の災害時、それら避難所に収容可能な人数をどの程度と見込んでおられるのか、総体の数で構いませんので、お伺いいたします。

(2)番目、現在指定している避難所のすべてで市民全員の収容ができないとした場合の対応策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

続きまして、(3)番であります。今後それら避難所をふやしていく考えについてお伺いいたします。

(4)番、最後でございます。避難所の指定をされているものの、災害時に自分たちの避難所がどこなのかを熟知している市民の方々は少ないとお伺いしております。市としても毎年地区別に防災訓練を実施しておりますけれども、市内全体で一通り実施するには長い年月がかかってしまいます。この際、防災訓練とは別に、早期に避難所を熟知していただく必要があると思いますので、私は半永久的に保存が可能なマップを作成いたしまして全戸配布することが必要だと思いますけれども、その考えについてお伺いしたいと思います。

以上を申し上げまして、私の一般質問初回といたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1の市立病院開院時間前の正面玄関開扉についてご答弁申し上げます。

当院では、診療開始時間を8時30分と定めておりますことから、各診療科の受け付け開始時間につきましては8時15分からとさせていただいております。このことから、正

面玄関の開扉、扉の開錠につきましては、旧病院時代では受け付け開始時間に合わせて8時15分としていたところではありますが、新病院において外来診療における運用を一部変更し、予約の患者さんも再来受け付けが必要となりましたことから、正面玄関の扉の開錠は15分の繰り上げを図り、8時としたところでもあります。現在の病院では、患者さんの安全や職員の業務効率化を確保するため防犯対策上のセキュリティーを重視した設計として運用を図っているため、正面玄関の扉の開錠時間を余り早めることは不特定多数の方々を院内にご案内することとなり、有効なセキュリティー管理となりません。セキュリティーを重視することで患者さんやご家族の方々に煩わしさを感じさせている部分はあると思いますが、安心して治療を受けられるための対策でありますので、ご理解願いたいと存じます。

しかしながら、バスやJR等の公共交通機関の到着時間を見ますと7時40分前後となっているため、一部の患者さんが早目に病院に到着していることも承知しているところでもあります。また、病院開院の正面玄関の扉の開錠時間につきましては、ご意見箱等においても患者さんからの早期開錠のご意見もいただいていたところでもあります。したがって、今後におきましては現在増改修を行っております南館の完成後における外来受診の動線やさらに冬期間における患者さんの正面玄関前での寒さ対策を考慮いたしまして、8時前に正面玄関のドアの一部を開錠することについても、南館開院前に検討しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな2の市内における災害時の避難所についてご答弁申し上げます。

(1)の避難所に収容可能な人数についてであります。災害による被害から住民の安全を確保するため、砂川市地域防災計画において市内10カ所の施設を避難所として指定しております。避難所は、大雨、暴風、または洪水の警報などが発表されて避難を要するときや家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した方が避難する施設であり、安全に避難できる主要幹線道路等の避難路が確保されており、昼夜を問わず速やかに開設、運営管理ができ、倒壊や焼失等の危険性が少なく、地域住民のおよそ2分の1程度が避難できる規模を有していることなどを総合的に判断して、町内会ごとに指定しているところでもあります。この10カ所の避難所での収容人員の合計は1万1,480人で、砂川市民のおよそ6割を収容できる規模となっております。

(2)の避難所のすべてで市民全員の収容ができない場合の対応策についてありますが、現在市が指定している避難所には全市民のおよそ6割程度を収容できる計画となっておりますが、万が一それを超える避難者の収容が必要な災害が発生した場合には、あらかじめ指定した施設以外についても、施設管理者の同意を得て避難所として開設することにしており、具体的には国や北海道が所有する公共施設や町内会館、集会所などを想定して

いるところであります。

(3) の今後避難所をふやしていく考えについてであります。砂川市地域防災計画は平成11年に改正してから長年経過しており、防災関係法令の改正や計画の基本となる北海道地域防災計画の改正が行われたことから、地域の実情の変化などを考慮し、全面改正を行うこととして改正案を平成22年3月に砂川市防災会議に諮問し、審議をいただき、その後災害対策法に基づき北海道と修正について協議を行ってまいりましたが、本年5月に協議を終え、新たな地域防災計画が完成したところであります。この計画の中では、駅東部地区の開発に伴う人口の増加などを考慮し、新たに避難所として地域交流センターを追加し、11カ所の避難所としたところであります。さらに新たな避難所をふやしていく考えについてであります。地域の実情を踏まえて考えていかなければなりません。直ちにふやしていくというのではなく、今後地域の人口の推移、避難所としての規模や運営管理に適した施設の有無などを考慮し、さらに地域の意向も確認した中で見きわめていく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(4) の地域住民に対する避難所の周知についてであります。市民に災害が発生したときの避難所の周知や避難のための知識の普及などは、大変重要な情報提供であると認識しております。地域ごとの避難所については、市ホームページ、広報すながわにおける年1回の特集記事及び地域ごとに毎年開催しております防災訓練において周知を図ってきているところであり、今年度につきましても広報すながわ8月1日号の特集記事で周知を図ってまいります。さらに、今回の東日本大震災の発生により、市民の防災に対する関心も高まっていることと考えますので、避難所を含めた避難情報等を掲載したマップの作成についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、ご答弁いただきましたので、順次お伺いしてまいります。

まず、大きな1番目からでありますけれども、市立病院の開院時間前の正面玄関の扉をあけるといふ部分についてでありますけれども、ただいまのご答弁の中から、セキュリティー等々の問題から、一概にその時間をむやみに早めるのはちょっと懸念されるのだという部分もありながら、南館の関係もありますけれども、8時前にあけることも検討ということなのではありますけれども、これ私が一番冒頭、1回目でも申し上げさせていただいたところなのですけれども、やはりこの病院というのは、お見舞い客ですとかそういった方については午後からということに今なっているものですから、朝病院の前に待っておられる方というのは100%に近い、ほぼ100%だと思います。ぐあいが悪くてどこかを診ていただきたいと病院に来ている方々なのだろうというふうには私は思っております。しかも、冬ともなれば寒い。屋根はついていますが、風吹いたりして寒い中に待っていなければならないという部分で本当にかわいそうなおもいで僕は見ているのです。いつも。ですから、自家用車ですとかタクシーで来られる方につきましては8時以降に、15分から受け

付け始まるのかな、そんなことなので、その時間に合わせて来れますけれども、バスやJRというのはやっぱり自分の思いどおりの時間にはちょっとならないという部分もありますので、ぜひともこれは、南館の開院の部分もあるのかもしれませんが、何とか冬場、そういった待つのが厳しい、そういった時期に間に合うような形で早期にお願いできればなというふうに私の立場からもお願いしたいわけなのですけれども、再度その辺検討していただけるということなので、検討イコール実現という話にはならないかと思うのですけれども、早期に実現できればなというふうに思っているものですから、その辺含めて再度ご答弁いただければと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 病院の開錠、扉があく前に大体毎日30から50名の方があそこに立っておられます。非常に、これから夏場ということも考えますけれども、雨降れば当然寒い状況もありますし、冬と言わず、これまでの警備の実態、それから問題点をさらに把握しながら、早期にそれについては対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ありがとうございます。早期に実現に向けてなのかな、前向きに検討していただけるということだったので、今後の取り組みに期待したいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いたします。

続きまして、2番目の災害時の避難場所の関係ですけれども、おおむね現在の10カ所については市内人口の60%、1万1,480人が収容できるということで、2分の1をちょっと上回っているような、そういった程度であります。今回全面改定されるであろう新しい部分でいきますと、地域交流センターゆうを追加し、11カ所の避難所、避難施設、避難場所というのですかね、そういったものになるということで、またそれにつきまして万が一足りなくなるというか、60%の人口以上になった場合については国や道の施設あるいは町内会館等ということなので、余りこういう避難所が使われるということは、災害で使われるということは余り喜ばしいことではないのだけれども、それに備えるということとはやっぱり大切だというふうに思うので、2段構えといいますか、そういった対応がとられているということなので、私としましては一通り一定程度安堵したかなというふうに思っております。

私大事だなというふうに思ったのは、私の通告の中にも入っておりますけれども、先ほど総務部長のご答弁の中にもありました防災訓練です。これの実施というのは毎年毎年行っておられるということで、参加される方も結構多いように聞いておりますし、これ直接私質問ではないのですけれども、それは実施していただいて本当にありがたいことだし、やっぱり大事なことだなというふうに思います。今回私はそこを評価しながら、ただただ

早期に避難所を。やっぱり災害というのはいつ起きるかわかりません。この辺で想定される災害というのは、台風ですとか水害、水害もほぼない、バイパスというか、川のね、なので余り想定されないかもしれませんが、ないとは言えないので、やはり災害はないにこしたことはないのですけれども、そういった部分に備えて、自分がどこの避難所に災害のとき行ったらいいかということがやっぱりわからないみたいで、たしかことしの3月だったでしょうか、4月だったでしょうか、砂川高校の生徒さんが独自にそういうマップみたいのをつくったということで私はちょっと把握して、子供さん、子供さんというのかな、高校生の方々の目から見てもやっぱりそういうのが大事なのだな、あるいは知られていないのかなというふうに思ったからこそ、やっぱりつくったものなのだというふうに私はちょっと思っているもので、そういったことを考えてみますと、100%知っていただくということはやっぱり大事だと思うので、先ほど答弁の中にマップを作成するというようなことがあったのだと思うのですけれども、まさに私この質問の中で重要視していたのは(4)番目で聞きたいいわゆる半永久的に保存可能なマップということで、大きい、小さいは別としましても、私のイメージですけれども、イメージとしてはごみの分別のときに絵のきれいな分別の配られましたね。恐らく皆さん冷蔵庫とかそういうところに張っているのだと思うのですけれども、そういうようなものをイメージしているのです。なので、ちょっとご足労かもしれませんが、今はデジカメの時代なので、各施設ごとにそれこそ玄関とか、全体見えるような、そういう写真をちょっと入れた中で、ここの町内会はここですよというような、ホームページに掲載されている部分の写真つきバージョンというか、そういうような形で作成していただければすごくありがたいというふうに私はちょっと思っていたもので、今回総務、私は社会経済なので総務文教関係の質問なのですけれども、私6年ぶりなのですけれども、やらせていただいたところなのですけれども、その辺含めましてマップの関係教えていただければなというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今半永久的に保存できるマップというお話もございました。今回避難場所の見直しを図りまして、11カ所とふえた状況にありますので、今後も避難場所については逐次見直し等もあろうかと思っておりますけれども、現状11カ所という形で見直しがなされましたので、それにつきましてはできるだけ早急にそれらのマップをつくって、市民の方、今回の震災によりまして市民の方々の避難に対する意識もかなり高まっていると思っておりますので、このようなときに配布することが今後についても非常に効果的なものとも考えておりますので、そのような方向で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 どのようなマップかということで、大体ご答弁いただきました。

今回の一般質問につきましては、私ちょっと小さい問題であったのですが、やはり市民の関心事、あるいは病院の関係につきましても大事なことだなというふうに思いましたので、ちょっと小さい問題でしたけれども質問させていただきまして、いずれも前向きな検討、実現に向けた検討をされるというようなご答弁でありましたので、本当に私もうれしく思っていますし、今後の取り組みに大きく期待していきたいなというふうに思っています。

どうもありがとうございました。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、今回の一般質問で防災問題と教育問題について善岡新市長と井上新教育長に質問させていただきます。

まず初めに、3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、砂川市第6期総合計画の補強と砂川市防災計画の見直しについて質問をいたします。

巨大地震と大津波、福島原発の事故で大災害をもたらした東日本大震災から100日が過ぎました。しかし、いまだに7,000人以上の方々の行方がわからず、大量の瓦れきを前に復旧はなかなか進まず、復興がおくれております。しかも、福島原発事故で今も8万3,000人の人々がいつ戻れるかわからない避難生活を強いられており、相馬市では酪農家が原発さえなければと書き残してみずからの命を絶つなど、深刻な事態が続いております。私は、東日本大震災で犠牲になられた方々、被災を受けた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、福島原発事故の一日も早い収束と、被災地に寄り添った現場の目線での住民が主人公の立場からの一刻も早い復旧、復興を訴えるものであります。

3月11日に発生した東日本大震災と東京電力の福島原発事故は、今後のエネルギー政策を含め、これからの日本の国のあり方と地方自治体の今後のまちづくりに大きな教訓をもたらしました。大災害から住民の命と財産、安全をいかに守るのか、災害に強いまちづくりをどのようにつくっていくのか、原発の危険から住民を守るとともに、原発依存エネルギー政策から自然エネルギー政策への転換をどう進めるべきなど、これからは福祉と防災のまちづくりが大きな課題となっております。そこで、今回の東日本大震災と福島原発事故の教訓を踏まえ、今後10年間の砂川市のまちづくりの指針である砂川市第6期総合計画の補強及び砂川市地域防災計画の見直しを行う考えがあるのかないのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、2点目として、就学援助制度の改善、拡充について質問をいたします。経済的に困っている小中学生の家庭に学用品や給食費、修学旅行費などの援助を行う就学援助制度は、国の制度改善によって昨年度2010年度よりクラブ活動費、PTA会費、生徒会費などが加えられました。3月議会の一般会計予算の総括質疑でもお伺いいたしましたが、砂川市は対象拡大になっていないようであります。現状と国の、道の指導を受けての改善

策と、この就学援助制度の保護者への周知徹底についてお伺いをして最初の質問といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1の砂川市第6期総合計画及び砂川市地域防災計画の補強、見直しについてご答弁を申し上げます。

初めに、第6期総合計画の補強や見直しについてであります。第6期総合計画は、市民の意識調査や審議会における議論をもとに策定してまいりましたが、その内容はまちづくりの基本構想、基本計画を定めたものであります。この中で、地域ぐるみで対応できる防災体制の整ったまちや省エネルギーや新エネルギーの活用を推進するまちである防災意識の高いまち、環境に優しいまちを目指すこととしておりますので、現時点においては総合計画の見直しは考えておりませんが、具体的な事業につきましては実施計画を定め、取り組んでいくものであり、実施計画の策定の際にはその時点における情勢、事業の成果等を踏まえ、必要とされるものを反映させた実施計画とする考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、砂川市地域防災計画の補強、見直しについてであります。砂川市地域防災計画は災害対策基本法に基づき、砂川市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害対策及び災害復旧などを実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて市民の生命、財産を災害から保護するための対策について定め、本市の防災に万全を期することを目的に策定しているものであります。地域防災計画の見直しにつきましては、一ノ瀬議員からのご質問の中でご答弁させていただきましたが、地域防災計画の全面改正を行い、本年5月に北海道との協議を終え、新たな計画が完成したところであります。主な改正点につきましては、地震による大規模な災害の発生を想定した対策の内容を加えた地域災害対策計画を新たに章立てし、地震に関する防災知識の普及、啓発を加えるなど、地震に関する対策を強化したところであります。また、風害予防計画、土砂災害予防計画などの予防計画の追加、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画などの事故災害対策の追加、災害時要援護者など特に避難行動に時間を要する方へ提供する避難準備情報の追加、さらに新たな避難所として地域交流センターを追加指定するなど、全面的に改正を行ったものであります。今後も市民の生命、財産を災害から守るため、防災計画に基づいて防災対策を講じるとともに、災害発生時に支障のないよう、関係機関や職員に配付、周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから大きな2の就学援助制度の改善、拡充についてご答弁を申し上げます。

就学援助制度につきましては、本年3月の定例市議会におきましてもご質問をいただいたところですが、準要保護制度につきましては学校教育法第19条の規定に基づ

きまして、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う制度となっており、制度の対象とする認定基準の設定や対象とする費目、扶助額などについては市町村の判断にゆだねられているところでございます。本市におきましては、その対象を生活保護基準の1.3倍以内の収入の世帯としており、年間収入のおよその目安としては、給与所得者で父38歳、母36歳、子13歳、子11歳の4人家族の場合430万円程度以内の世帯となり、該当する世帯に対しましては学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、学校病治療用の医療費、給食費などの費用を援助しているところでございます。

ご質問のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては、昨年度国の制度改正により当該費用を生活保護の扶助対象としたことから、本市はもとより、道内の各市町村におきましても準要保護認定世帯への扶助対象費目とするべきなのか、検討課題となっているところでございます。本市といたしましては、準要保護制度の趣旨、目的に照らし、認定されていない他の保護者との均衡を考慮し、就学を確保する上で必要な世帯に必要な援助を実施してきているものと考えておりますが、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を扶助対象に加えるべきかどうかにつきましては、他市町村の状況も参考としながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、制度の周知徹底についてであります。毎年度2月中には全児童生徒の保護者へ就学援助制度についてのお知らせを各学校を通して配付をしておりますし、新たに小学校へ入学される児童の保護者の皆様には、2月に開催をしております入学説明会におきまして配付してございます。さらには、砂川市のホームページに常時お知らせを掲載しているほか、毎年2月15日号の広報すながわにおきまして就学援助制度の説明記事を載せるなど、制度の周知徹底を図っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、一問一答方式なので、1つずつ質問させていただきますが、まず初めに、砂川市第6期総合計画の補強についてであります。先ほどのご答弁では、総合計画は市民の意識調査や市民参画による総合計画審議会の議論をもとにして作成したと、これは昨年説明をいただきまして、なのですが、私が申し上げたいのは、今度の東日本大震災を受けて、先ほども話ありましたけれども、国民の意識、市民の意識というのは大きく変わって、どのアンケート調査とってみても、世論調査見ても今までと全く変わった状況になっているのです。それから、総合審議会もそのときはこのような予想されたような大震災はなかったわけですから、そこでの議論ですから、当然現在の総合計画でいいと思うのですが、そうでなくて、この震災を受けた後のまちづくりをどう進めていくのかというのは、震災を受けた地域はもちろんのことですけれども、全国の自治体に問われている大きなまちづくりで、私も先ほど言われましたように、やはり何よりも防災に強いまちづくりを基本にして、そして住民の福祉をしっかりと行わなければまちづくりはできな

いという、そういうことが今度の大地震の教訓で明らかになりました。したがって、先ほどの答弁では総合計画については見直しや補強は行わないけれども、実施計画の中で行っていくということなのですが、私は改めていろんな形で市民の皆さんのこの時点での意識調査や、あるいは皆さんとのどういう防災のまちづくりを進めていくかという議論を進めていく必要があるのではないかと。ただ庁舎内の関係部局だけで実施計画をつくって、そうではなくて、もっともっと市民の皆さんの意見を聞く必要があるのではないかと思います、その辺のお考えはないのかどうなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 防災に関する市民意識調査の実施についてというご質問であったかと思えます。

今回の震災は、これまで想定したものをはるかに超える地震、あるいは原子力発電所の事故など発生しておりますので、市民の関心につきましてもはや応なしに高まっているものというふうには考えております。このため、地震対策などにつきましては、既に時期を早めて取り組むこととしておられるところでありまして、すぐに市民意識の調査ということは実施は現在考えておりませんが、今回の震災を踏まえまして、北海道におきましては北海道防災計画の見直し等も検討されているというふう聞いております。これに基づきまして、砂川市におきましても防災計画の再度の見直しも検討しておりますので、その際につきましても、町内会等の意見を聞かさせていただきながら防災計画の策定ということも現在予定しているところでございます。意識調査ではありませんけれども、市民の皆様の意見を反映させる地域防災計画あるいは総合計画の実施計画の策定ということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私は総合計画と砂川市の地域防災計画を一緒に質問させていただいておるものですから、今答弁ありましたように、今回の砂川市の地域防災計画の見直しは全面的に見直すという先ほど答弁がありましたけれども、しかし内容的にいうと東日本大震災の前の段階での見直しなのです。今度の東日本大震災を受けての見直しではないので、今総務部長であったように再度見直すというふうに、ここは質疑、聞こうと思ったところですけども、先に答弁をいただきましたので、再度見直すというふうに言われたのですけれども、ご承知のとおり北海道は今回の震災の教訓を受けて、北海道防災計画の抜本的な見直

しを今これから行うということですから、ぜひ砂川もそういうことをやってほしいのですが、例えば、先ほど見直しの中身言われましたけれども、砂川市の場合地震でいいますと震度5程度なのです、想定しているのは、この防災計画では。過去には震度5以上の地震は砂川には記録がないから、震度5程度を想定してというふうに書かれているのですけれども、今回の地震は先ほど部長の答弁ありましたように想定していなかったような状況が起きて、砂川も過去には震度5以上の地震が記録ではないのだから、震度5でいいのだということなのだけれども、果たしてそれでいいのかどうなのか。私たちもこの辺では大きな問題もあるのだらうと思いますので、ぜひ北海道の防災計画を受けて見直そうとしているのか、今の部長の答弁を改めてお伺いしますけれども、再見直しというのはいつごろの時期になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 北海道地域防災計画の関係についてちょっと触れさせていただきたいと思います。

北海道防災会議が本年3月に示しました想定地震見直しに係る検討報告会というもので、これまで示されておりました北海道に影響を及ぼす想定地震の位置を、6カ所から31カ所に見直しを図ったところでございます。これによりまして地域防災計画の見直しも図られるということのようですけれども、この検討報告書の中では沼田、砂川付近の断層帯ではマグニチュード7.5程度の地震規模が想定され、被害想定結果では最大震度7、木造住家全壊棟数は最大1万1,593、最少7,675棟、死傷者数は最大5,119人、最少3,852人とされておりまして、大幅な想定の見直しが図られたところでございます。北海道におきましても、これに基づきまして地域防災計画の見直しが図られると考えておりますので、砂川市におきましても先ほどお話ありましたとおり震度5程度というのではなくて、震度7も想定した地域防災計画の策定が必要になるのではないかと考えておりますけれども、これらにつきましては北海道防災計画の見直し等の推移を見守りながら砂川市として検討してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 砂川の場合は今まで余り地震も大きな地震はなかったということからなのですが、今お話ありましたようにかなり強い地震も予想されるということですから、地震対策もしっかりと見直していただきたいと思いますが、同時に、先ほどご答弁もありましたように、今度の大地震の教訓はその地域の防災計画なり市民の意識なり、その具体的な取り組みがどういうふうになっているかによって、かなり被災の状況が住民の命を守られたかどうかというのが違うのです。防災訓練をされて、それで先ほども話ありましたように避難所の場所も徹底されたりきちっとされているところでは、津波の被害があっても人の命は守られているけれども、そうでないところはたくさん人の命が奪われるという事態も今回起きておりますので、ぜひ、砂川は地震だけではありませんし、火災もありま

すし、水害も風水害もありますが、ただ今回私はやっぱり防災訓練が非常に重要だなという一例が最近ありましたので、ちょっとお話をしたいと思うのですけれども、最近市内のスーパーでの放火事件がありました。これは、本当に大火災になりかねないあれがありまして、やっぱり防災訓練をきちっとされたということから、これが抑えられたのですけれども、ちょうど火災の1週間前に火災訓練がそこではやられて、店内のお客さんの誘導とか、それから消火方法とか、全部訓練が1週間前にやられたのです。そのとおり職員の方がやったものですから、お客さんもスムーズに誘導できたし、消火器でもって職員自身が消しとめて、消防車が着く前に初期消火で終わったと、もしそれがされていなかったらやっぱり大混乱になる可能性があったのだけれども、たまたま1週間前に防火訓練がきちっとしたばかりだったということで、職員の対応がよくて、大災害に不幸中の幸いでならなかったという例も私たちも聞きまして、やっぱり日常的にそういう防災に対する訓練というのをきちっとしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

市長は、先ほど市政方針演説の中で阪神・淡路大震災の教訓を得て、自分の地域は自分で守るというふうに述べられたのですけれども、あのときの教訓はそうだけれども、今回の東日本大震災の教訓は自分で守れないのです、原発事故の関係見ると。そういうふうにはならない問題も起きていると。だから、阪神・淡路大震災の教訓をさらに踏まえて、今度の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策をしっかりとっていくことが必要でないかというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思っています。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今お話のありましたとおり、今回の大震災の教訓、幾つかの教訓があるのですけれども、その中でやはり大きかったのが備えることの大事さというものがあつたと思います。備えることによって津波の被害を防いで、避難して高台に逃げて助けられたところ、地区もありますし、そのような形をとらなくて間に合わずに被害に遭われた方もいらっしゃいます。そういうことも考えますと、備えるということを大事にするという形で地域防災訓練行っておりますので、それらの訓練の重要性を再認識した中で訓練のあり方等も考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 今、土田議員さんのほうから市長の市政方針演説の中で阪神・淡路の関係のお話がありました。私昨年からいろいろ地域の町内会長の方とお話しする機会がかなり多くございました。その中で感じたのは、市役所は机上だけで物を考えてはいけないと、地域に入って町内会長の話を聞くともっと行政が想定していない問題もあると。一例を挙げれば、パンケ歌志内川ですか、旧ハイジャストがあつたところ、あそこ中央小学校が避難地域になっておりますけれども、もし内水がはんらんした場合あそこを通れるのかという問題もご指摘を受けています。また、南風町内会からは、目の前に

体育館があると、だけれども我々は砂中まで行かなければならないと。なかなか行政が想定している以上に難しい問題があると。それで、平成20年ですか、砂川市で業者に委託いたしまして耐震改修の促進計画をつくってございますけれども、この中で想定される震度というのは、これ平成20年なのですからけれども、沼田、砂川活断層で最大震度6強と言われておりまして、この中ではかなり砂川の家も倒壊するという調査になってございまして、これではいけないということで、当時総務課長と、私総務部長でしたから、町内会連合会をお願いをしまして、町内会の三役の方を集めていただいて、そういうお話をさせていただきながら、何とか自主防災組織、実質的な避難訓練を実施してくれないだろうか、またあわせて、言い回しは別なのですけれども、災害弱者名簿も作成していただけないだろうかというふうをお願いをしたことがございます。それを受けまして、21年、22年と2回ですか、町内会による災害訓練をしていただいていると。

それで、阪神・淡路を持ち出しましたのは、砂川で想定される災害というのは一体どれが想定されるだろうか。一つは石狩川のはんらん、もう一つは震度6強の直下型が来た場合の震災、これが想定されるだろうと。それが起きた場合に一体砂川市はどうすればいいのかという問題がございまして。それで、大地震の場合については津波は想定してございませぬので、阪神・淡路のときの最初の助かった人の9割は地域の人たちが助け出したと、行政機能なり消防なりはなかなか手が回らなかったというのがございまして、砂川で想定する災害を考えた場合には何とか地域で最初に、行政なり消防なりほかの機関が来るまでは地域で何とか助け出してくれないだろうかというのが一つの思いがございまして、執行方針にはそういう書き方をさせていただいたと。もう一つは、水害の場合です。これはまた、堤防がかなりしっかりしていますので、50年、100年に1回と言われておりますけれども、我々が心配するのはそれよりも内水がたまった場合どうなるのだと、その辺の検証もしなければならぬと。それについては、防災計画の中では、今部長が言いましたとおり道でもそれを想定していますので、道の計画ができた後にそれに合わせて砂川市もつくっていきたくて。ただ、つくるに当たっては、地域の人たちのそういう事情も加味しながらつくらなければまずいだろうと、このように町内会の意見もお聞きしながら、その辺の事情、先ほど申し上げた細かい問題点が町内ごとにございまして、それも踏まえながら、地域の理解を得てつくることによって町内会の会長さんが町内会の人にも周知してくださるといふのもございまして、その辺を加味しながら考えていきたいなというふうにございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ただいま市長からご答弁いただきまして、私も実感するのは、16年前の阪神・淡路大震災が起きたときも私もここで質問をさせていただいたことなのですが、やはり時間がたつと市民の意識も薄れていくのかな。ところが、今先ほどありましたように、この東日本大震災を受けて、非常に市民の皆さん、国民の皆さんの意識が高いわけで

す。したがって、この時期に地域の防災の問題、今市長言われたことも含めて話をしたり、言うですと入っていくのです。そうでないと、うちのところなんか災害起きないとか、そんなことないとかというようなふうにして受けとめられたのではうまくないので、今度の東日本大震災では想定しなかったようなことも起きたわけですから、砂川市もそういうことはないほうがいいのですけれども、万が一あった場合にやっぱり市民の生命や財産しっかり守っていく点では、ぜひ市長が今述べられたとおりの方向で再度砂川市の地域防災計画のしっかりした見直しをしていただきたいというふうに思っております。

次に、もう一点の教育の問題について質問させていただきますが、確認したいと思うのですけれども、先ほど教育次長は就学援助制度は自治体の責任で実施すると言われましたけれども、私は国と自治体の責任で実施するというのが正しいのではないかと思います、それはどちらなのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この準要保護制度の関係につきましては、3月の議会でも一度ご答弁をさせていただいておりますけれども、平成17年までにつきましては、この制度につきましては、国からの補助を受けて当市でも実施をしていたわけでございますけれども、法改正に基づきまして、生保と同じような生活水準にある要保護の部分につきましては補助制度が残ったわけでございますけれども、準要保護制度については廃止になったと。ただ、国も国の方向として準要保護に相当する世帯についても、就学が困難な家庭に対してはきちっと必要な援助を行うべきということで、国のほうでは交付税措置によりまして単位費用として見ていただいております。そういった形で、当市がそれぞれ制度については運用しているということでございます。ただ、学校教育法の19条の部分につきましては、これは明確に国も当然制度の運用につきまして必要な自治体に対する支援というのは行っておりますけれども、具体的に市町村の責務というような形で法には義務づけられているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほど質問いたしましたように、昨年度から国は制度改正を行って、今答弁ありましたように財源は交付税措置していると、国のほうはです。だから、市町村は、ちゃんと財政もしているからやりなさいと、国はそういうふう言っている。北海道は北海道で、北海道でも実施していない市町村が先ほど答弁ありましたように幾つか、結構あるのだけれども、これは指導が徹底せず、支給していない市町村が多いということを認めて、道の教育長は、必要な援助を受けて子供たちが安心して学校に通うことができるように道の福祉部とも連携しながら、各市町村に道として働きかけて改善をするようにするというふうにして、各市町村の教育委員会に指導するというふうに道議会で言っているのです。そういう指導があったのか。国は国で、交付税で措置していますよと、しないのは市町村が悪いのだよと。道は道で、ちゃんと市町村でやらないので、道の教育委員会として

はきちっと実施するように、国が制度改正になったのだから、指導するというふうに言っているのですけれども、そのあたりは現状はどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 議員さんご指摘のとおり、これは本年の3月に行われた道議会の中での高橋教育長のご答弁だと思いますけれども、その中では高橋教育長のほうでは、先ほどもご説明を申し上げましたけれども、こういった制度を運用していく部分においてはやはり国に対して財源措置も要望をしていきたいと、またさらに市町村につきましては、それぞれ制度運用に当たって改善をとというようなご答弁があったのは事実でございます。ただ、実際私ども教育委員会のほうに直接準要保護の家庭に対してクラブ活動、PTA会費などの拡充を指導するというような文書については受けてございません。今回の国の制度改正という部分の関係につきましては、生活保護の費用として、いわゆる教育扶助の中にクラブ活動費、そしてPTA会費なども含めて支給するような改正がなされておりまして、それに伴って、うちでも運用しておりますけれども、要保護、いわゆる生活保護世帯と同等の生活水準にあるご家庭に対しては生活保護費との重複を避けた中で支給をするようにというような形で、そういった文書はいただいておりますけれども、準保の関係でこれを拡大して支給をすべきというような指導については、現在道からは受けてございませんので、その辺ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 そこで、お伺いしたいのですけれども、国の制度改正によって国の基準額でいえば、今お話ありましたクラブ活動費は小学生で年間2,630円、中学生で2万8,780円です。それから、生徒会費は小学校4,400円、中学校5,300円、それからPTA会費は、3,290円、中学校4,070円というのが国の基準として示されておりまして、これはもし支給するとすれば砂川市もこの基準になるのか、砂川市の場合自治体によって金額が変わってくるのではないかというお話もあるのですが、そのあたりは。いずれにしても、小学校で1万円、それから中学校では4万ぐらいのお金が支給されている自治体とされていない、同じ就学援助を受けていても状況になっていて、差が出ているというのはやはりうまくない話なものですから、僕も3月に聞きましたけれども、今改めてお伺いしているのですけれども、この数字で間違いはないのか、砂川市の場合また数字が違うのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ご質問の単価でございますけれども、これは議員さんからお話のあったとおり、それぞれ小学校においてはクラブ活動費が2,630円、中学校については2万8,780円、小学校の生徒会費については4,440円、中学校については5,300円、PTA会費については小学校で3,290円、中学校については4,070円

ということで、小学校ではこれらの経費の部分については1人当たり年間で1万360円、そして中学校につきましては3万8,150円の費用が必要になってくるところでございます。ただ、これ道内の各市町の取り組みでございませけれども、今現在それぞれ給付の関係についてどうやって取り扱ったらいいのかと、議員さんがご質問ございましたとおり実費としてそういう部分を支給すべきなのか、もしくは国の単価どおりやるべきなのかというようなことでそれぞれ検討はされてございます。実際取り組まれている市町の中では、そういった単価の取り扱いを市町村によっては圧縮をして支給をしていたりとかいうようなことで、制度の運用の中では取り扱いは市町村それぞればらつきがあるというのが現状でございます。私どもも先ほどご答弁を申し上げておりますけれども、そういった今の準要保護制度について制度拡充をすべきなのか、拡充をすればどういった形で支給をしていくことが本当に他とのバランスも含めて今後いかなる財政事情であろうとも、いわゆる就学困難な子供さんに対して必要な支援をするという制度として、安定的に運営をしていくためにどうあるべきかというのを他市町を含めてその取り扱いをしっかりと検証しながら検討していきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今回の東日本大震災の災害もありますが、全国的には全体的に経済不況のもとで、皆さんもご承知のとおり最近報道されましたように、全国でも生活保護を受けている人が3月末で200万を超えて202万人と、59年ぶりに超えたということで、北海道も11万3,541世帯、16万4,445人といずれも過去最高を更新する。大変仕事がないとか、不況のもとで大変な廃業とか営業不振とか、いろんなことからそういう状況になっているのです。そういう状況を踏まえて、就学援助を受ける児童生徒の比率も経済状況の悪化に伴って年々増加して、全国的には1998年度から2009年、ちょうど倍化しているのです。そこで、砂川市の受給のこの10年間ぐらいの状況はどうか、ちょっと数字があればお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 過去10年間の就学援助の申請の認定の状況ということでございます。これ平成13年になりますけれども、その当時は、小中学校合わせての部分で答弁申し上げますけれども、全児童生徒数が1,659人おりました。そのうち就学援助認定者数については193人ということで、認定の割合につきましては11.6%ほどでございました。その後年を追うごとに、やはり経済的な状況という部分を反映して、平成22年度の段階では、児童生徒数1,412人に対しまして認定者数が317人ということで、22.5%ということになってございます。議員さんご指摘のとおり、北海道につきましては、こういった準要保護の就学援助を受けられる生徒の割合というものにつきましては、全国的に大阪、山口、東京に次いで全国で4番目に高い状況になってきているというのが現状でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 なかなか砂川市は、実施すると教育長はいろいろ言うけれども、教育次長は言わないのですけれども、私はなぜこれ繰り返し言うかということ、ご承知のとおり就学援助制度というのは教育の機会均等を定めた、それから憲法や教育基本法、それから先ほど言われた学校教育法に基づく制度なのです。ですから、本来であれば、どこの自治体に住んでいても必要な援助をきちっと受けられることが必要なのです。たまたま今回国民の皆さんの要望や運動によって国が制度改善したのに、自治体がいろんな、先ほど言ったように補助金が交付税になったとか、いろんなこの事情を言って、ですから私国の責任もあると思うのです。補助を削って、そして交付税にしてやったという国の責任もありますけれども、今この不況下で置かれている子供たちの状況を見ると、親たちも本当に苦労していますが、子供たちがそのことによって、例えば中学校でいえば約3万8,000円、4万円支給額が違うのです、実施されているところと。クラブ活動なんかのいろんなものを使って一生懸命クラブ活動できるのですけれども、そのお金がなければやりたいクラブ活動もできないという、家庭の経済状況によってという子供たちが生まれているのも事実なのです。ですから、少子化を迎えて、未来を担う子供たちを大切に育てていこうと、いくとすればやはりこの時期に、市の財政事情もいろいろあるのでしょうけれども、やっぱり子供たちにしっかりと目を向けて、すべての市内の子供たちが健やかに教育できるように、先ほど教育長の教育方針演説も聞きましたけれども、言われていることはそのとおりなのだけれども、だけれども実際の現場のあれと、せっかく国が制度改正したのに自治体がそれをできないというのは何なのか。私は、ほかのことなら国が変わればすぐすべてやるのだけれども、改善されたことはなかなかできないというのは財政的に問題があるのか。実施する上で何が問題になっているのか。そこら辺もし教育長、大きな課題ですので、わかればちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 私から問題の整理も含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、お尋ねの就学援助制度でございますけれども、次長のほうからもご答弁申し上げましたし、議員さんのほうもご承知かと思っておりますけれども、国のほうでは要保護世帯ということで、これは国の基準で一律に定められております。その中で、お話ありました平成22年度からクラブ活動費、PTA会費、生徒会費が加えられて、生活保護世帯には教育扶助で加味されるというふうに国の制度となりました。一方、就学援助制度の中でも準じるということでの準要保護世帯、これについては現在もお市町村が独自に基準を設けてそれぞれ施行していると、実施をしているという市町村の独自基準であります。そこで、国のほうでは制度として今申し上げましたクラブ活動費、PTA会費、生徒会費、それらが要保護世帯に該当になったというようなことから、砂川市が行っている準要保護につい

てもやはりそれにのっとなって加味するべきでないかというお話でございますけれども、くどくなりますが、あくまでもこの準要保護については市町村が独自に基準を定めて、それぞれ今実施をしている状況であります。

そこで、お尋ねのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の関係でありますけれども、道内でもまだ少数でございますが、実施をしているのも事実でありますけれども、中空知5市5町の関係でいきますと、奈井江町が平成23年度から、この3つのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費についてもそれぞれ準要保護についても含めようというようなことでありますけれども、まだ内容については、これは独自基準でありますから、一体国の基準どおりにやるのか、あるいは市町村として独自にその額、範囲を定めてやるのか、そこはまだ未定でありますけれども、奈井江町のみでやるというようなことでありますので、この辺も含めまして、管内の状況でありますとか、また制度を見直すというに当たりましては見直した後の制度というのを継続して実施をしていくという前提がございますので、しっかりとここは、少し時間かかりますけれども、管内の状況あるいは道内の状況を見きわめて、またその内容につきましても活動費、PTA会費、生徒会費、それぞれの内容は市町村まちまちでありますので、見直すのであればそらの内容の精査も含めて少し時間をかけて慎重に調査検討したいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 教育長は時間をかけて慎重にと言われる答弁で、僕はちょっと納得できないのですけれども、支給額は、さっき僕は国の基準を言いましたけれども、各学校の必ずしもPTA会費は国と砂川の学校と同じなのか、それと生徒会費も同じなのかわかりませんから、違うと思うのです。ですから、次長言われたように独自基準をつくっても構わぬと思うのです。奈井江町は奈井江町でいいし、砂川は砂川で、国の基準は国の基準として先ほど次長答弁ありました基準があるのですけれども、それはその自治体の裁量の範囲に任されるのだと思いますけれども、私は、せっかく生活保護世帯は国でやって、準要保護、いわゆる就学援助制度自身は就学援助制度そのものに1つになっているわけです。国は、財政的には本来補助金だったのだから、私がさっきも言ったように国の責任もあるのだけれども、しかし同時に交付税で措置しておりますよ、これは中にはどれだけというのはわからないかもしれないけれども、繰り返し言っているのですよ、文科省は。だから、国に言わせれば、やらない市町村がよくないような言い方を、これは国の責任として私はうまくない話だと思いますが、先ほど言いましたように私は国と自治体の責任できちっとやるべきであって、国庫補助金を大幅に削って、そして交付税にかえて自治体任せにしている国の責任は私は大きいと思うのですが、中空知のあちこちを眺めてからうちはやるかやらないかでなくて、ぜひ砂川市は子供たちは教育のために本当に熱心にやられているというようなことも含めて率先してやっていただきたいというふうに思うのですけれども、

もし財政問題があるとすれば、これは市長の見解をお伺いしたいと思うので、財政問題でできないのであれば市長の見解をお伺いしておきたいと思うのですけれども、財政は交付税措置は国はしていると繰り返し、繰り返し国は言うものですから、どういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 財政問題ということで、悩ましい問題でございます。平成16年から18年の三位一体改革の中で、この補助金については交付税措置をされたということでございまして、この交付税の額なのですけれども、予算書見ますと準要保護の市の歳出予算は2,800万ほどございます。しからば交付税はどのぐらい入ってきているのだということになると、670万程度だったと記憶してございます。ほぼ4分の1ぐらいで、かなり当時市町村の望まない補助金の削減ということで、今の今日的な経済状況を見ますと、準要保護の割合は先ほど聞いておりますと北海道は高いということで、恐らく財政的に占める割合がどんどんふえてくるだろうと、詳しくは調べてございませんけれども、準要保護の予算はかつてはかなり低かっただろうというふうに想定してございますけれども、2,800万までふえているということは、砂川市の経常経費をかなり上げてきているというのがあって、それがどんどんふえてくると砂川市の政策予算の幅が小さくなっていくという懸念は現実にあります。ただ、かといってこの部分について、しからば砂川市は何もしなくていいのかという問題もございます。教育のほうではその辺を苦慮しながら、教育長のほうもその辺を加味しながら答弁を慎重にされたのだというふうに思いますけれども、土田先生の言われるのも当然理解できる分野でございますので、ある程度は、国のどおりとは恐らくもうなかなかいかないと思います。でも、何らかの改正はしていかなければならないというふうに考えておりますので、今の時点ではこの辺でご理解を願いたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 市長、理解せと言われても、これはなかなか平行線のところでありましてけれども、これはやらなければならない施策は市長もたくさんあると思うのですけれども、どこをどうするかは、これは市長や教育長の教育委員会の判断になるのだと思いますが、私が先ほども言いましたように子供にかかわることであって、親が経済的に困難になっているときに子供には責任がないわけで、私たちの地域もたくさんの子供たちもいるし、元気な姿見ていると、その子供たちがみんな同じように教育を受けられて、同じようにクラブ活動もできて、同じような活動ができるように、親の経済状況はいろいろ違ってそうしてあげるのがやっぱり我々行政の責任ではないのかと、すべて何でも市民の皆さんにすべてやれということにはならないのですけれども、でも今子供さん自身が少なくなると、地域によっては子供は宝だというぐらいの価値があるような状況で子供さんが少なくなっていますけれども、しかしその子供たちが本当に教育長が執行方針で述べたように、健や

かに成長できる状況を我々つくってあげるということも非常に大事な点で、これ以上申し上げても平行線でありますので、ぜひ教育委員会でもご検討いただいて実施されるよう切望して、質問を終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。私は、今回は5点あります。

まず最初に、Aコープの空知太店閉鎖についてお伺いします。新砂川農業協同組合の空知太営業所、ここには金融店舗あるいは生活店舗がありますが、その空知太営業所が今年度閉鎖の方針であるとの話があります。現状についてお伺いをいたします。

2点目は、中山間地域等直接支払制度についてであります。砂川市でも中山間地域等直接支払制度が活用されています。しかし、他の自治体と認定の状況に差があると思っておりますが、今後認定の見直しを行う考え方についてお伺いをいたします。

3点目は、市道北2丁目通り、いわゆる病院通りというところですけども、この歩道のロードヒーティングについてお伺いをいたします。道路整備工事着工はいつごろになるのかをお伺いします。

4点目は、スイートロード事業についてであります。市長は立起表明の際、商業対策の一つとしてスイートロード事業を中心にしたソフト事業を行うと言われたと新聞報道がありますが、政策予算と言われる今回の補正予算にはあらわれていません。以下についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、市長が思われるスイートロード事業の評価について。

2点目は、市外から砂川市を見たとき、お菓子のまち、スイートロードのまちとのイメージが定着をしていますが、今後の展開をどのように思われているのかをお伺いをいたします。

最後の5点目ですが、中心市街地活性化基本計画についてお伺いをいたします。2万人台の自治体では道内唯一と言われ、総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画は明年度が最終年度になりますので、以下についてお伺いをいたします。

まず、第1点目は、中心市街地活性化基本計画には目標達成状況を把握するための指標があります。その目標数値の経過と達成の見通しについてお伺いをいたします。

最後に、2点目、平成24年8月で中心市街地活性化基本計画は終了いたしますが、今後の中心市街地の活性化について市長はどのように考えられているのかをお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) それでは、私のほうからは大きな1番と2番、それと4番と5番についてご答弁申し上げます。

最初に、大きな1番、Aコープ空知太店閉鎖についてご答弁申し上げます。新砂川農業協同組合の空知太事業所に関する件は、去る平成23年4月5日、地域交流センターゆう

で開催された第13回新砂川農業協同組合通常総代会の議案第2号 平成23年度事業計画の事業運営方針の中で、地域経済における競争が激化する中、空知太事業所においては生活事業における事業収支の悪化、金融事業を行う上での規制強化等により、本年度内に閉鎖するという方針が提案され、今後については買い物客用の送迎バスの運行等により対応するとの説明が示され、出席した組合員から承認、決定されたところであります。具体的な内容はまだ示されておりませんが、素案の段階でのこととお聞きしますと、空知太事業所生活店舗及び金融店舗の閉鎖は事業年度末の平成24年1月末までの予定で、富平地区と空知太地区の組合員や準組合員を対象に週2回程度の貸し切りバスを中心市街地にあります本所、アイアイの生活店舗及び金融店舗まで運行の予定とのことであります。生活店舗は経済部門でございますので、収支が赤字であれば閉鎖となりますが、金融店舗はJAバンクの内部監査指導により職員数が最低4人必要であり、この人員確保については金融事業の取り扱い件数から人件費高騰につながり、収支状況の改善ができないとの判断によって同じく閉鎖の方針に至った経緯とのことであります。金融店舗の実績は、今まで郵便事業が主な事業内容でしたので、新砂川農業協同組合としては金融店舗も同じく廃止の予定であります。郵便は郵便事業株式会社砂川支店から委託を受けて業務を行っていることから、郵便事業株式会社砂川支店は、基本的な考え方として簡易郵便局を引き継ぐ他の事業主がいれば、空知太地区の簡易郵便局を存続したい旨の考えで、今後新砂川農業協同組合から廃止届を受けた後、事業主の公募などを行う予定とのことであります。

次に、大きな2番、中山間地域等直接支払制度についてご答弁申し上げます。最初に、この事業の概要についてご説明いたします。中山間地域において農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、平地との格差の8割を直接支払う制度として平成12年度から制度化され、現在は第3期対策期間中で、平成22年度から平成26年度までの5カ年の実施期間となっております。対象農地は、農振法に定める農業振興地域内農用地区域で、農地の勾配が水田で20分の1以上、畑で15度以上の場合、交付金の対象農地として水田は10アール当たり2万1,000円、畑は10アール当たり1万1,500円が交付されます。交付金の内訳は国が50%、北海道が25%、市町村が25%の負担割合で受益農業者の負担はございませんが、これらの交付金の使用方法については、集落協定の場合で申し上げますと、交付金の2分の1は農業者個人に支払い、残り2分の1を集落協定に基づき、共同取り組み活動を通じて耕作放棄を防止するための継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に使用するものであります。次に、市町村長が特に必要と認めるものとして、農地の勾配が水田で100分の1以上20分の1未満と畑で8度以上15度未満の場合は、緩傾斜地の農用地として水田10アール当たり8,000円、畑10アール当たり3,500円の交付額となっております。

お尋ねの他の自治体の認定状況であります。平成21年度の空知管内の自治体24市町の取り組み状況で申しますと、急傾斜地と緩傾斜地のいずれも実施していない自治体は

滝川市を初め6市町であります。急傾斜地だけ実施している自治体は、当市を含め、岩見沢市、美唄市、赤平市の4市であります。緩傾斜地だけを実施しているのは三笠市と月形町の2市町で、残り12市町は急傾斜地と緩傾斜地の両方を実施しております。当市は、平成13年度から急傾斜地だけを実施しており、本年度は水田約13ヘクタール、対象戸数5戸、交付金総額274万6,000円を当初予算に計上しております。緩傾斜地の農用地を認定していない理由について申し上げますと、当市では一部の地域を除いてほぼすべての地域集落で農地・水・保全管理支払交付金事業を実施中であり、農業者が行う地域ぐるみの共同活動に対し支援をしております。緩傾斜地の農用地を認定することで、本来の農作業を行う労働時間のほかに、集落単位で農業者の方が新たな共同取り組み活動を行うこととなり、同時に2つの事業の共同活動を行うことはより高度な取り組みが要求され、農業者にとっても負担が大きいと考えており、認定の見直しを行う考えはありません。また、現在実施しています急傾斜地につきましても、農地・水・保全管理支払交付金事業の対象農地としてはおりません。なお、農地・水・保全管理支払交付金事業が平成23年度で終了することから、次年度以降については農業関係団体からの意見などを聞いて、他の新規事業も含め協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、大きな4番、スイートロード事業についてご答弁申し上げます。(1)、スイートロード事業の評価についてであります。砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市内外消費者の誘致を図り、交流人口の創出とまちなかの活性化を目的にこの9年間で各種事業を展開した結果、地域ブランドとして砂川がお菓子のまちと広まっていき、当初の目標でありましたお菓子の魅力を中心とした砂川のイメージアップと、市内外消費者の誘致には大きな成果があらわれてきていると評価しているところでございます。また、スイートロード事業は、平成14年度に事業実施団体でありますすながわスイートロード協議会を立ち上げ、構成メンバーには砂川商工会議所、砂川商工会議所青年部、砂川青年会議所、砂川商店会連合会、砂川消費者協会、砂川観光協会、北海道立砂川少年自然の家、おふくろの会、あじさいの会、NPO法人ゆう、FMG'Skyボランティアと行政から構成されており、各団体から推薦された代表者の方に役職員として参加していただき、市民の皆様の総意により運営され、また砂川菓子組合の各個店は協力団体として参加いただいております。市民と行政が信頼し合い、協働による取り組みとして成功としている事業であると評価しております。

次に、(2)、今後の展開についてであります。すながわスイートロード協議会は、お菓子や地元農産物などを活用した砂川らしい商業活動と商品開発、商店街づくり、さらにはお菓子製造業を中心とした地場企業との業務提携、販路拡大等による地域経済への波及効果を期待しており、そのために各種事業を今後も継続的に実施することとなっております。先般、すながわスイートロード協議会の役員の方々が新たな事業要望書を持参され、

ことは創立10周年に当たり、今まで展開してきた事業内容を検証して、今後の事業計画案にはお菓子とあわせた新たな地域資源を掘り起こし、効果的な事業の企画案を提示されたところであります。現在担当部署においてこの提出を受けた事業要望の内容等について、他の市町村に負けないインパクトのある効果的な事業としての支援費用となるのか、関係者の皆様と今後十分協議検討してまいりたいと考えております。

続いて、大きな5番、中心市街地活性化基本計画についてご答弁申し上げます。(1)、中心市街地活性化基本計画の目標数値の経過と達成の見通しについてでございますが、最初に、中心市街地活性化法に基づきこれまで全国で認定された中心市街地活性化基本計画は、平成23年3月末現在で104市、107計画となっております。当市は、平成19年8月27日に認定を受け、北海道では帯広市とともに1番目であり、全国では15番目に認定された計画となっております。計画期間は、平成19年8月から平成24年8月までの5カ年の計画期間となっております。お尋ねの目標数値の経過と達成の見通しについてでございますが、計画期間の毎年度末に、内閣府にあります内閣官房地域活性化統合事務局に認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップ、追跡調査に関する報告書を提出することとなっております。報告内容は、主に3点ございます。1点目は、にぎわいの創出とする指標で、まちなか平日通行量であります。計画当初の目標値を4,400人としておりましたが、報告した最新値では3,060人で、目標値に対して1,340人ほど達していない状況であります。2点目は、まちなか居住の促進とする指標で、まちなか居住人口であります。計画目標値を6,200人としておりましたが、報告した最新値では5,963人で、237人が目標値に達しておりません。3点目は、商店街活性化とする指標で、小売業年間商品販売額であります。計画目標値を162億円としておりましたが、報告した最新値では152億700万円で、9億9,300万円が目標値に達していませんでした。1点目のまちなか平日交通量と2点目のまちなか居住人口について、取り組みの進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していくと回答しております。3点目の小売業年間商品販売額について、取り組みの進捗状況はおおむね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要があると回答しております。

当市から提出された報告書を見て、内閣府からは去る5月19日に基本計画の目標達成に関して今後の方策に対する説明を求められ、ヒアリングを受けてきたところでございます。当市の説明として、1点目のまちなか平日通行量は全体的に減少傾向にありますが、市立病院前の通行量だけは21年度の開院前と22年度の開院年度で歩行者通行量が約2倍に増加していること、このことは市立病院改築事業は計画どおり中心市街地における集客拠点機能を発揮しているとの説明をいたしました。2点目のまちなか居住人口は、当初想定していた以上に市全体の人口が減少しており、砂川市を商圏とする近隣市町の人口も減少傾向にあること、さらに第6期総合計画における10年後の想定人口規模を現在の人

口と比較して、将来人口は1万7,000人と減少する総合計画であることを説明しながら、一方で砂川市の人口に占める中活区域の人口割合は、微増ですが、認定を受けた平成18年度からまちなか居住割合が増加傾向にあり、このまちなか居住人口の増加の主な原因としては、市立病院改築事業及び駅東部開発等の効果により中活区域に共同住宅が建設されており、さらにすながわハートフル住まいる助成金制度も大きく影響しているもので、中心市街地のにぎわい及び周辺のアパート、マンションへの居住に市立病院の影響は大きいものと説明したところであります。3点目の小売業年間商品販売額に対する今後の方策であります。新たな事業を今後の方策として説明したところ、内閣府の担当者からは、当市は人口規模も小さく、他の市と比較しても目標値との差はそんなに大きくなく、努力していることが認められ、今後も各種施策の展開をされて目標値達成に努力されるよう指導されたところであります。

次に、(2)、平成24年8月で中心市街地活性化基本計画が終了することについてありますが、中心市街地活性化法に基づく再度の計画策定による認定を受ける考えはございません。経済産業省は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、通称地域商店街活性化法を制定し、この地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画の策定を行った商工会議所や任意団体の商店会連合会などの構成員等に対して、経済産業大臣は北海道及び砂川市から意見を聞いた上で商店街活性化事業計画の認定を行い、商店街活性化事業に対し各種の支援措置が講じられます。支援内容は、認定を受けた者であれば通常の補助率3分の1が3分の2へと抜本的に拡充され、国の事業予算額も増加しており、支援内容も従前の中活法よりもふえております。しかしながら、従前の中心市街地活性化法に基づき既に認定されている市町村の中活区域内における事業は、この制度の対象外となっておりますので、平成24年8月に中活計画の認定期間が終了すれば、再度の認定計画の策定は行わず、今後新たな制度の内容等や補助率、支援内容等が充実している地域商店街活性化法に基づく事業計画の取り組みを、商工会議所や商店会連合会などまちづくりに関係される方々と一緒に検討してまいりたいと考えております。法律や補助事業の支援内容が変更になっても、当市の中心市街地活性化対策は未来永劫に続くものであり、国や北海道の支援を受けられるのであれば、その都度支援内容の大きい法律や制度を活用しながら各種の事業を展開して、中心市街地の活性化を目指してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 (登壇) 私のほうから、大きな3の市道北2丁目通りのロードヒーティング整備の着工はいつごろになるのかのご質問にご答弁申し上げます。

北2丁目通りのロードヒーティング整備は、冬期間の歩行者の安全面を考慮し、整備の実施についてさまざまな議論が交わされてまいりましたが、整備については沿道住民の方々に受益者負担のご理解をいただければ第6期総合計画で実施する考えであることから、

平成21年11月に沿道の事業所8カ所に対し、受益者負担のご協力をお願いを行ったところであります。結果につきましては、7事業所はご理解をいただきましたが、1事業所だけ賛同が得られないため、協議はこの時点で終了しておりますが、北2丁目通りのロードヒーティング整備は必要なものと考えており、今後においても沿道住民の方々に受益者負担に対するご協力をお願いし、ご理解を得られなければ現段階での工事着工はできないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時12分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目から片づけていきたいと思うのですが、まずAコープの空知太店の閉鎖ということなのですか、今の部長のご答弁でいけば確実にもう決まったというようなお話に聞こえたのですが、まずそこはそういうことですか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ご答弁で申し上げたとおり、ことしの4月の5日に開催されました新砂川農業協同組合の通常総代会の議案第2号で、そのようなことで事業計画の中で提案されていたということで、一応担当といたしましても農協のほうに確認いたしましたら、こういう事業計画の方針の中で組合員の方の承認議決をいただいておりますので、この方向で考えていきたい。ただ、上期の決算が、上期分が7月末で終わりますので、具体的なものについては下期に入ってから詳細についてのものを示していきたいということでございました。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 JA、農協のスーパーですから、会員制をとっているのでしょうか、とりあえず民間といえば民間なので、やるかやめないか、続けるか続けないかというのは確かにあると思うのですが、ただ、私地域の方々にこの点ちょっとうわさ聞こえたので、ちょっと聞いたら、全くだれも知らない状態なのです。それどころか、本当にびっくりされていて、その次に言われたのは、実はあのあかね団地を買うときに、あそこにはスーパーが近くにあって、それから金融機関があって、おまけに郵便局があって、もう一つ、市の出張所があって、こんな便利ないところあって買ったのだという話なのです。そのうちのほとんどがもぎ取られてしまうような状況があるのですが、地域の住民の方全く知らないで、本当にこれは大変なことだというふうにお話をされているのです。実際僕もめったにあそこまで行くことはないのですが、入ってみたのですけ

れども、品ぞろえは結構いろんなものがそろっていますし、間違いなく郵便局とかそういうのがなくなるというのは本当に大変だなと。前からあかね団地周辺、それから周りを含めて、いつでしたっけ、何かのお話のときに、こちら辺は陸の孤島なのだというお話が出たことがあったのですけれども、それプラス今度は買い物難民になりかねないというこの状況を、農協のスーパーとはいえども市もただ指をくわえて、あかね団地を売ってきたという話もあるので、少しはかかわっていったほうがいいのではないかというふうには思うのですけれども、これかなり経営的には厳しいのかどうかという情報ぐらひはありますか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ことしの農協の総代会の資料を見せていただきましたら、いわゆる生活関連の、本所も入れて赤字だったということでございます。それで、郵便局の関係につきましては、郵便事業会社に聞きますと、まだ新砂川農業協同組合からは簡易郵便局の廃止届が出ていないということでございまして、それが出れば早速インターネットなどの公募方法で次の事業主を公募して、また農協さんのほうにも聞きますと、そういう新しい事業主があらわれるのであれば、建物の賃貸等も含めて相談に応じるというようなことも聞いてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私ちょっと持っているのが、要するに農協の中でのそれぞれの地域で農家の皆さん方にお話を聞いているような資料が1個あるのですけれども、その中には空知太の事業所の閉鎖というのがあるようなのだが、収支が伴わないで赤字のようなのだけれども、今部長が言われたとおりで、その質問されている方は努力が足りないのではないのですかと、つまり経営努力ということだと思ふのですけれども、ここ数年何も変わっていないのだよということを言われていて、農協のほうの方がそこは赤字でどうのこうのと書いてあるわけです。確かにあそこは滝川に近いですから、車持っている方々はもしかしたら市内に来ないで滝川に行っているかもわからない。これって逆によくないことなのです。ちっともいいことではないのですけれども、本当は中心市街地に来てもらいたいですよね。ただ、あかね団地周辺はこれからがまさに高齢化が進んでいくところなのです。そういう意味からしたら、これから先車を今度やめようと思っているのに歩いて行かれる距離、あるいは自転車で行けるような距離に本当に大事なこのスーパーがなくなるというのは、本当に大変なことだというふうにおっしゃられているのです。市としては、これどうにもならないのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 空知太事業所の関係については、農協さんは組合員、それと準組合員のための施設ということが主でございまして、その方々については貸し切りバスで本所のほうに、中心市街地のほうに運行される計画になってございます。事経済部門の中での赤字部門について公的資金を入れて存続させるというようなことは、そのようなこと

は民間の経営努力だとかいろんな改善の中で取り扱っていただかなければならないということが基本でございます。それで、あそこのスーパーの周りを見ますと、コンビニだとか、また国道12号線を挟んだ向かいに大型のサンワドーさんなどがございます。ただ、生鮮食料品が一部ちょっと離れたところに、もとのドライブのところに市場みたいなところがございます。そのようなところで、あの範囲だけを限って見ますとある程度歩いて買い物ができるような範囲にもなっているということで認識してございますし、事民間の一スーパー等が閉鎖するに当たっては、やはりその地域の方々が一生懸命買い物していただくということが基本ですし、また経営努力、いいものを安く提供するという、そういうものがなければ客足が遠のいて、より安くていいものを求めていくというのは、これ資本主義経済の原則でございますので、その辺は経営の方々がその辺をしっかり認識していただいて、努力をしていただきたいと思っています。ただ、新砂川農協さんにつきましては、協同組合でございますので、あくまでも組合員だとか準組合員の方々を主に考えていて、さらに他の消費者の方のお買い物も喜んで来ていただきたいということでございますけれども、その対応策については貸し切りバス等の運行で対応してまいりたいという経営方針が示されてございますので、行政といたしましてもこれ以上は存続の考え方については言及はできないと思っていますし、ただ先ほどもご答弁したとおり、金融関係の郵便局の窓口については、新しい事業主が見つかるように今後の公募の状況を推移して見守りたいと考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何も民間のスーパーにお金をつぎ込みなさいと言いたいわけではないのです。とりあえず砂川市が一応開発をして、あかね団地というものがあって、土地開発公社がやったというのはわかっていますよ。そういう状況がある中で、これ地域の住民の方々本当に全く知らないです。この議会でこの話が出て、また大騒ぎになってしまうのかもしれないのですけれども、もしかしてここが閉鎖されるということになったら、せめてもうちょっと買い物に行こうかという気持ちも起こってくるのではないかと思うのですけれども、もうちょっと情報を何らかの形で伝えてあげて、地域の方々の協力、農協の協力という時間がまだあってもいいような気がするのですけれども、これどうにもならないのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 新砂川農業協同組合さんは、ことし平成23年度の事業計画で示したわけでございますけれども、前段で申したとおり上期分の7月末の決算状況を見て詳細に今度は検討するということになってございますので、皆さんが、そういう地域の方々がそういう意識のもとで急にそこで買い物していただければ、何らかの形で農協さんも考え方がひよっとしたら変わるかもしれませんけれども、今の状況で昨年の実績からいきますと赤字ということでございますので、このまま赤字の部分が続くのであれば、計画ど

おり来年24年の1月末で閉鎖ということになるかと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、次にまいります。

中山間地域の直接支払いの関係なのですが、ことしの3月ですけれども、この質問が出たときに大分前向きなお話があったようなのですが、もう一回、今ちょっと言葉の中であれだったので、認定を見直す気持ちはないとおっしゃられたのかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 中山間支払いの関係につきましては、緩傾斜の状況につきましては見直しの考えはございません。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 見直しが無いとはっきり言われたら、次何の話もないのですが、ただ見直しの気持ちはない、市長、これそのまんまでよろしいのかなのですけれども、私が聞いている限りは農家の方々もかなりいろいろな意味で、今後高齢化高まってく中、それから水路や何かの確保、いろいろな意味合いでぜひとも中山間地域の直接支払制度のほうを見直してほしいのだと。私もちょっと調べた限りは、奈井江の交付金の対象箇所図というのは持っているのですが、ほとんど国道から山側というのは対象地域になっている状況があります。つまりそのまんまでいけば完全に東豊沼あたりから先というのは同じように支払制度の対象箇所になるのだらうなというふうなことはあります。というふうに考えていくと、相当砂川市内でも緩傾斜地の部分では認定になる部分が多いのかなというふうに思ってお話だったので、全く市長も同じように、これから農業のほうもかなり力を入れていかれるというようなお話もあったように新市長、私は思っているのですが、この点については経済部長のお考えと全く同じだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 先ほどするかしないかという答えのご質問でございましたので、考えていないというご答弁させていただいたのですが、この中山間地域の空知管内24市町の中で農地と水の事業と中山間を重複していないという市町村が18市町のうち11が重複していない市町村なのです。中山間をやっているところと農地・水の事業をやっているところはダブっていないというところでございます。それが18市町のうち、実施している18市町のうち11が重複してございませんので、61%の空知管内の市町村では、たまたまお隣の奈井江町さんがそのような形で取り扱いをされているということでございます。ただ、今まで農地・水を当市の場合はほとんどやっている地域がございまして、新たにそれをやめて中山間に乗りかえるという単純な事業の乗りかえはできないわけではございまして、緩傾斜地になっているかどうか、先ほど勾配が100分の1ということ

でございますので、それぞれ集落でも道路で分断されていない連担した集落ごとに測量試験をかけて、傾斜地が100分の1あるかないかどうか、そういう調査をして、道のほうに予算の獲得の行動を移さなければならない、いわゆる私たち経済部門でいえば営業なのですけれども、ただ補助金が必ずもう申請すればつくというものでございませぬので、そういう前段の動きだとかもろもろのことをしなければならないということでございます。

ただ、当市は言っているとおりほとんど、一部中山間をやっているところを除いたほかは農地・水の事業を展開してございますので、新たに中山間をやりたいというのであれば、先ほども言ったとおり農地・水の事業が平成23年度で一応対策期間が終了いたしますので、次年度に向けてはそういう農業関係者の皆様のご意見を再度伺わなければならないかと思っておりますが、今の段階では農地・水もやり、さらに中山間もやるというような2つにまたがった事業展開で、本来の農作業の労働時間のほかに共同作業に回すような時間が、同じような地域で植林だとか農業用排水の泥上げだとかいろいろ維持管理の事業がございませぬので、例えば集落ごとで花を植えるとかという事業展開をされている方もいらっしゃるのですけれども、そこそごとの事業の書類整備だとか実績報告書などを作成しなければなりませんので、なかなかハード的な部分もございませぬので、その辺は十分農業団体の方と協議しなければならないかと思っております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 経済部長が農家の方が大変か大変でないかなんてことを決めつける必要はないのです。それは農家の方々が決めればいだけの話で、こういう制度に乗っていくのか乗っていかないのかという話だけの話なのです。

今おっしゃっていた中山間地域の直接支払制度というのは、今後民主党の政権は拡充するというふうには言っているわけです。それはどういうふうには拡充するかといったら、条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるような拡充というふうには言っているわけです。つまり今言った水、農家何とかと、農地とまた別の形での拡充を目指そうとしているところで、その地元の農家の方がおかしいぞと、ほかのまちでは同じような条件でいいとなっているのに、うちのまちがなっていないのどうしてなのだという話からこの話が出ているのですけれども、さっきも言ったとおり、市長、経済部長がおっしゃったと同じように、現状では中山間地域等直接支払制度についての見直しすることはないというふうには市長もお考えなのかどうかお聞かせください。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私は農政は余り得意としないところでございますけれども、経済部長が申し上げたのは、今農地・水・環境整備事業をやっているから、これが23年度で終了するので、それをダブってやることはないから、今後検討して、それが終わった後に中山間に行くのか、それともほかの事業に行くのかを検討したいと申し上げたというふうには私は認識をしております。

それで、私は選挙期間中農家の方々ともいろいろお話をしました。農家の方の苦しい胸のうちも聞いてございます。砂川の農業というのはいろんな農業をやられておりまして、なかなかそれを統一するのが難しいという話も聞いてございますので、私のほうでは団体の方、農業委員会の方ともお話をしました。毎年市に要望書、建議書を上げてございます。その中である程度事業を絞ってほしいと、その中で財政状況も勘案しながら皆さんと協議して、次年度以降の農業政策は考えていきたいのだというふうにお話をしておりますので、小黒議員さんは中山間をやりたいという人の話を聞いて今質問されていると思うのですけれども、いろんな農家の方がおられますので、それらを勘案した中で決定していきたいと、このように考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、3点目の病院通りのロードヒーティングのほうにお話を移します。

先ほどの部長のご答弁では、受益負担の協力がないとほぼこのロードヒーティングについてやらないというようなご答弁だったというふうに私は感じているのですけれども、市長、これ今までかなり選挙活動を通じて、あるいは市長になられて以降、このロードヒーティングというのは相当マスコミ等ででも私は活字として見ておりました。ロードヒーティングをやるということです。今のお話でいけば、受益者負担の方向で今後ご協力をお願いしたいというようなことで部長からのお話だったのですけれども、これ1軒でもだめとなって、今1軒だめだということになっていて協議が終了しているらしいのですけれども、やっぱりこの考えはそういうふうなお考えなのですか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 従来これは菊谷市長のときから課題となってございまして、基本的には砂川市のいろんな政策を勘案すると、受益者負担金をある程度一部でもいいから負担してもらわないと、ほかの道路との整合性はとれないだろうというのが基本的な考えにございます。確かに難しいというのは聞いてございますけれども、今市長がかわりました。再度何とかぎりぎりまでは負担していただけるように頑張りたいというふうには考えておりますけれども、空き地の問題もございます。そういうところの処理の問題もございますので、総体的には今の段階でいいのだと、受益者負担金は要らないのだというふうにはならないものですから、ぎりぎりまでは何とか交渉していきたいと、その結果次第では別な展開もあるだろうと。もともと私が選挙の中で申し上げてきましたのは、病院周辺環境整備事業ということで、これはロードヒーティング以外の分野も含まれてございます。これは執行方針に係ってくるので、これ以上なかなか申し上げるのは難しいのですけれども、それも踏まえて庁内で検討して、その結果ある程度私の腹の中ではロードヒーティングは必ずやりたいというふうに考えておりますので、その辺である程度理解していただければというふうに考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 理解できません。これは、やろうと思ったらやらなければだめですよ、もう。だって、市長は、私も同じだけれども、病院を核にして、これから中心市街地のこともご質問しますけれども、あそこを皆さんがどういう思いで歩いているかって知っていますよね、市長も。だからこそ、今回立起に当たって、ぜひともロードヒーティングというお話出たと思うのです。それが菊谷市長のときと同じように受益者負担をどうしても求めて、これを最初にそんな話で言われたのでは、この先何か夢も希望もないではないですか。せっかく市長かわったのだから、私はやりますと、こう言えばいいのですよ。善岡市長やっぱり違うぞと、こうなるわけです。僕は、あの道というのはこれから本当に大事な道になると思うのです。冬やっぱり砂川というのは長いですから、あそこを滑りそうな、病院に来る人たちはみんなどこか悪い人たちですよ。特に足の悪い人たち、腰の悪い人たちがいるのです。おっかなびっくり、おっかなびっくり歩いているのです。そういうのを考えていったときに、やっぱりあそこを中心に、これから砂川市を医療を核にし、病院を核にしてどうやって活性化させるかというポイントなのですよ、あそこ。そういう意味では、さっき市長もお答えになった空き地もあるのです。空き地どうするのですか、受益者負担のときに。その地権者が払ってくれなかったら、そこだけやらないで済ませるのですか、そんなわけにいかないでしょう。だとすれば、市長、やっぱりこれはやると、私はやるのだと、こうやって言ったほうがいいと思いますけれども、どうですか、市長。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 余り負担なしとここで明言するには、私になってからもう一度担当には交渉してくれという話でございまして、その辺も踏まえてある程度小黒議員さんにお話ししたつもりなのですけれども、ここで明言せということでございますけれども、確かに私が申し上げたのは自己負担なしでも何とかやりたいということは選挙で申し上げました。ただ、最後の最後まで負担のほうは何とか延ばして、それがどうしてもだめだということになれば、これは砂川市が全額持ってでもやるという考えは持っておりますけれども、なかなかそこまで今の議会の中では、もう一回交渉してほしいのだということを言っておりますので、なるべく言わないでおこうかなと思ったのですけれども、小黒議員さんがあうんの呼吸ではなくてはっきり言えということでございますので、その選択の道はなくなってしまうのかなという感じはしていますけれども。やはり砂川の財産であり、あそこが冬場、歩道もそうですけれども、北2丁目の車道も時期によってははてかにかになると、その対策も考えていかなければならないというのもございますけれども、これは信号機の問題なり橋上駅と一体となった中である程度庁内で検討して、最良の方法を進めていきたいなというふうには考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 しつこいのですよね、おれは。ロードヒーティングというのがいろいろ

な形に派生していくのです、市長。今おっしゃったように受益者負担、受益者負担という、それはいいです。もちろんそういうことがあり得るだろうと思うのです。ただ、ここはやっぱり市長のリーダーシップで、自分がどういうまちづくりをこれからしていくかという本当に物すごい外にアピールできるそのものなのです。部長、ちょっと事務的なことなので、工事費と年間の維持管理費わかったら教えてもらえますか。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 ロードヒーティングの整備費のお話でございますけれども、現段階で考えておりますロードヒーティングにつきましては、国道12号線から西5条通りまで、西5条通りというのは市役所庁舎のすぐ東側、国道側の道路でございますけれども、その間の整備延長が461メートルで、概算でございますけれども、約6,600万円かかります。それと、電気代でございますけれども、これにつきましては、年間でございますけれども、約370万ほどかかります。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひ市長にお願いしたいのですけれども、これは同じ市長がこれから大事にしようと思っている雇用の関係につながっていく公共事業の一つですよね。しかも、病院に来る皆さん方、苦勞されている方々のためにも非常に役に立つ公共事業になっていくと思いますし、菊谷市長のときに1軒がだめだったというところ、それから空き地の関係、これは私は市長は一つの自分の判断としてきちっと政策的に、しかも今までも受益者負担がなくても、もしやるのだということを市民の前で言っているのだとすれば、それをやらないで、今この議会でもう一回何とか庁内で、これは市長、だめだわ、そんな言い方は。やっぱり市民との約束は市長になったらきちっと守って、私はこのロードヒーティングをやるのですと、これ、この一言をやっぱり言わなければいけないなというふうに思いますが、もう一回手挙げますか、ではよろしく。

○市長 善岡雅文君 私の説明が悪いのか、私はやるというふうに言ったつもりなのですが、ロードヒーティング以外にも信号機のところを渡るのに、北2丁目と西3条通りですか、あそこの信号機の問題もあるし、橋上駅もあるから、それを一体的に病院環境整備事業として、ロードヒーティングは当然にしても、ほかの問題もあるから、それは庁内にほかの問題も含めてあわせてやるのだというふうに言ったつもり。もうやると実質言っているのですけれども、小黒議員さんはどうも理解してくれなくて、何と云っていいのか、私のほうで反問権はないものですから、これ以上は言えないのですけれども、私は実質やると言っているのです。ロードヒーティング以外の問題も一緒にあわせてやりたい。だから、庁内でそれも含めて協議したいのだ。それと、菊谷市長のときにはなかなかあずった負担の問題も、私は4月27日から市長になってございますけれども、私になっても1回交渉してくれと、それでだめだったら内部的には市でもってやっていこうと、そ

の負担の三百何十万というのは大した額だとは私は思っておりません。ただ、補助がないものですから、1回の工事費6,000万というのはちょっと大きいかなと。ただし砂川の財産である病院を核として砂川が生きていく以上はその辺は必要だと思っているというふうに何回か申し上げたつもりなのですけれども、私の説明が下手だったのかもしれない。そういうことでご理解を願いたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、受益者負担がなかったとしてもやるということで確認をさせていただいていいのですね。ただ、12号線から本当に両方を一緒にやっていくのかどうか、片側だけでどうなのかといういろんな問題は実際あると思いますので、できればその辺の計画等を徐々に詰めていっていただければというふうに思うのですが、最後の最後に、受益者負担がなくてもロードヒーティングはやるというのが善岡市長のお考えですね。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 3回ほどそのように答えたつもりですけれども。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、次にスイートロードの関係なのですけれども、こちらのほうには私はちょっと残念な今現状があるのかなというふうに実は思っています、今まで200万ずつスイートロード事業については市からお金が出ていました。ところが、菊谷市長がやめるぎりぎりのときになってでしたか、10万円ほどなくなってしまいました。それから先はほとんど、今まではこのスイートロードというのが、とても砂川市にとってみるといつも話題に上がって中心的な話というのが今までであったと思うのです。よそからも砂川市ってどういうまちと聞かれたときには、それまではうんと答えていたものが、砂川市というのはお菓子のまちなのだとか、スイートロードのまちなのだとか、かなりそういうことがはっきりと出てきていたときがあったのですけれども、これおかしなことに、その200万を10万にした段階でたちまち新聞ネタにも余り出なくなるし、それからテレビでもいろいろ今まで流されてきたものもほとんど出なくなってしまったのです。これは、本当に残念だなと思います。それから、これは偶然だとは思っているのですけれども、200万から10万になった段階で中心のお菓子屋さんも閉店をしてしまった。ことしはぶんぶんクラブもたしか来ないのだと思うのですけれども、部長、ぶんぶんクラブが来なくなった理由というのは一体どういう理由なのでしょう。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 総体的にご答弁させていただきますけれども、スイートロード事業に平成14年からずっと助成金を出して、9年間で約2,000万近いほど出させていただいていたのですけれども、その事業の主なもの広告宣伝費ということでございまして、砂川市がある程度お菓子のまちということで、市内外からの観光客的な消費者の方も来ていただけるということで、その予算の分が削減させていただいたのですけれども、

それを削減したからといって新聞、テレビ等のマスコミで宣伝されなくなったのではないかというお話をいただきましたけれども、ことし2月ごろでしたでしょうか。22年、昨年のJ Cの50周年の創立記念のときにスイートロード協議会が商工会議所さんと一緒になって、このJ Cの50周年記念の事業に何か連携した、スイートロード事業と連携した事業ができないかということで例の50メーターのケーキのロール巻きですか、そういうものを新しい企画としてご提案して、J Cさんのほうで実施されたと。こういう新しい企画だとか、そういうアイデアでもってやられたおかげで、別に広告宣伝費かけなくても北海道新聞の1面のカラーで報道されたり、またテレビ等もたくさん提供され、報道されたということでございまして、私たちこの事業をずっと北海道の大手観光雑誌に多大なお金をかけて広告宣伝費をかけていたのですけれども、ここにきて事業費の増減ではなくて、やはり事業の内容でないかなと。新しい企画、アイデアであれば新聞、マスコミ等で大きく取り上げていただけるものもありますから、まさにことしの2月に行われた市民参加型と言われる、そしてぶんぶんクラブの方々にも参加していただいて、そこの消費者の方、また市外からの消費者の方と一緒に手づくりのロールケーキをやったことが新しい企画、アイデアという方向づけの中で新聞、テレビ等で報道されたと。やはりこのような考え方でもって今後砂川のお菓子のあり方、お菓子はおいしいのだけれども、何かイベントをやるときは、そういうスイーツフェスタみたいなものとあわせた形で事業展開していければよろしいのではないかというふうに考えてございます。

そんなことで、道新ぶんぶんクラブにつきましては、やはり新しい企画の中を提示すればまた一層来ていただけるものと考えてございまして、今後はことしの新しいアイデア、企画も予算の中に入れて、それでご提案して事業展開を図りたいと思っておりますので、この辺でご理解をいただきたいと考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 スイートロード事業のすばらしかったところは、一過的なイベントのことではないのです。例えば道新の1面に紹介されたからってどうだということではない。10年間の歴史が私はあると思っています。というのは、今までお菓子屋さんってばらばらだったのです。10年前ですよ。ところが、このスイートロードという一つの事業が起こしたことによって、みんなで協力し合って砂川のまちを盛り上げようという機運ができ上がったのです。これは、間違いのない話です。それで、それ以降、よそにみんなで協力して売りに行ったり、いろいろなことをして、ここにはこれから善岡市長が目指されている官と民との協働が物すごい具体的に出てきたことが、このスイートロード協議会あるいはスイートロードだったと私は思っているのです。つまりその中には市の職員も一生懸命加わって、事務局としてやり、そして民間の人たちも一緒になって、一つの業態なのですけれども、この業態に向かってみんなで協力することによって、これが実はお菓子屋さんだけでなく産業全体あるいは環境、もう一つは文化というところまで派生していった

というとてもすばらしい事業だったと私は思っています。だけれども、やっぱりお金って要るのですよ、こういうものをやるときに。200万を全部広告宣伝費だったと、それで砂川が売れたのなら安いものです。ただで道新使って、だめですよ、それは。やっぱりある程度のお金がある中で、こういういろいろな事業が行われていくことによって民間の人たちも、市もここまでやってくれるのなら我々も頑張ろうという気持ちにも私はなると思うのです。

例えば、今までスイートロードの中で欠けていたものが、よくお客さんが来て、スイートロードというから、同じところにみんなお店があるのかと思ったら、こんなに離れているのだねという話がありましたよね。では、それアンテナショップどうだろう。それから、あるいはお菓子屋さんいっぱいあるのだけれども、どこかで何種類かずつ一つのお土産ができたらいいのではないのという話も僕もよく聞きました。でも、これからそういうことをやっぱりやっていかないと、つまり産業がどんどん、どんどんつながっていけないと思うわけです。そういう意味では、やっぱりしっかりした事業費というのは、こういういいものにはつけてやっていくべきではないかというふうに私は思っているのですけれども、残念ながら今回善岡市長の政策予算の中ではスイートロードというものもついてきません。あるいは、先ほどの市政執行方針の中にもスイートロードという言葉一言も入っていないのです。そういう意味では、市長はこのスイートロード事業というものについて、これまでの砂川の中心的に大きな意味としてやっと生まれてきたこのスイートロード事業についてのお話をぜひお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

市長。

○市長 善岡雅文君 私にということでございますから。

いわゆるスイートロードは14年からということで、中活の計画ができる以前からスイートロードは情報を発信してきたというふうに理解しているのですけれども、中心市街地活性化基本計画の中で行政の役割なり市民の役割ということで、まず基盤整備については行政がやりましょうということで、市立病院、または福寿園を駅東部に持っていく、交流センターをつくるなどハードの面については行政が基盤整備をしてきたと。それから、ソフトの部分は何かというと、ハートフル住まいるによるまちなか居住、これはその助成をしながら何とか中心街に人をもう少し呼び戻そうということと、それから公営住宅の建てかえについては現地建てかえではなくて駅東部に道営住宅なり市営住宅を持ってきて中心街のにぎわいをと。それからソフト事業のもう一つの柱はスイートロード事業ということで、この計画の目標とするところは、あくまでも市内の小売業の売り上げを伸ばそうというのがこの中心市街地活性化基本計画の目的でございます。その趣旨から照らしていくと、スイートロード事業というのは私は評価していないというふうには言ってございません。

大変評価してございます。

ただ、中身については、広告宣伝費については、某雑誌にいつまでも続けるのはいかなものかというのは菊谷市長の時代に整理をされて、私もそのように思っております。それと、今経済部長から申しあげましたけれども、もっとその経費よりも、これはマスコミを利用すると言ったら怒られますけれども、あのロールケーキが成功した要因というのは何なのだろうと、あんなに1面にいったのは何なのだろうと。いわゆる記録への挑戦というのが目を引いたと、また参加型であったと。それにもう一つ、道新がタイアップしてきたと、ぶんぶんクラブもありますけれども、道新の方も一緒に添乗してやってこられて、見て、あの記事は滝川支局で書きましたけれども、本社のほうでそれらを加味して急遽1面に持っていったと。あの宣伝効果、経済効果はかなり大きいものと私は考えております。それで、今回スイートロードのほうから要望参ったのですけれども、余りにも時期がちょっと遅かったというのがございまして、もう少し二、三点、こういうところはこういうふうにして考えてみたらはというような話をしまして、それは1年かけて検討してみるということになってございますので、今回あえて政策予算にはのせなかったということでございますので、ご理解を願いたいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今後1年をかけて、このスイートロード事業については考えていかれるというようなお話が今ありました。ただ、市長、余り、先ほどのロールケーキ随分評価をされていて、いいのですよ。でもああいう偶然うまくいったもの、これ新聞が取り上げるということですよ。皆さんが頑張ってやってくれたことは、それはとつても評価されるべきことなのですから、それを余り評価され過ぎて期待されてしまうと、そう簡単に道新1面に載るといふことないですから、それに載らないと評価にならないということになったら困りますので、ここのところはよろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、中心市街地の活性化基本計画、最後のことなのですから、どうも目標数値については厳しい現状が先ほどおっしゃられました。いろいろこれまで施策も打ってきてやってきたというふうに私は思っているのですけれども、どうも、先ほどのロードヒーティングのこともそうなのですから、ぴしっと決まっていっていないのかなと、中心市街地のことどうしたらいいのかというところがです。つまりまちなかの平均通行量についても相当低い中間的な今報告、あるいはこれちょっと深刻なのは小売業の年間商品売上額も目標よりも9億も低いというようなお話がさっき報告であったのですけれども、これもう来年の8月には、一応この中心市街地活性化基本計画というのは終わっていく状況になるわけですから、これまちなかの人の歩く量、あるいは住む人たち、それから商店の売り上げ、それぞれが目標を設定したのだけれども、残念ながらちょっと悪い成績になっているという原因が一体どこにあるのか。先ほど内閣府でしたか、国のほうではいやいや、小さいまちだけれども頑張っていると。それは、砂川市の中で住んでいる私にとって

はやっぱり現実的には思えないのです。現実としてはやっぱり人の歩く数も減って、売り上げも減ってきてしまった。この辺の活性化基本計画との関係、どういうふうの原因をとらえられているのかをお話しいただければと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 内閣府のほうに目標値に対して最新値の報告をさせていただいたのですが、小売業の売り上げが9億9,000万ほど下がっているということでございまして、金額的には大きいかなと思うのですが、目標値で162億で現在が152億700万でございますので、割り返しますと94%の達成率ということでございますので、内閣府では、小さいまちで頑張っているということではなくて、こういう逆算の数値でもって9割以上達成されているので、頑張っているの、さらに6%分を新しい新規事業などを考えて、一層の小売業の売り上げに伸ばしていただきたいということでございましたので、そういう小売業の伸ばしの関係につきまして新たに6月で予算を出しているところでございます。

それから、まちなかの居住につきましても、6,200人に対して5,963人でございますので、これも達成率96%ということでございます。全体的に市の人口が下がっているにもかかわらず、まちなかに居住して、歩いて買い物ができるような、そういうまちづくりが徐々に実っているのではないかと。右肩上がり人口がふえているのであれば別ですけども、逆に減っている。そして、当市の第6期総合計画でも、減った中でもこの中心市街地活性化計画で示しているまちなかの202ヘクタールの中では人口はふえている。その原因につきましては、マイナス要因ではなくてプラス要因で申し上げますと、共同住宅、アパート、マンションが建っている。それから、病院が完成したことによって民間の資本でもって、旧中央バスターミナルのところにお店ができたり、または医療連携で耳鼻咽喉科ができたり、それから老人ホーム、そして5階、6階、7階がマンションができた。そこはもう既に入室、全部満床ということで、そういうことからアパート、マンションにつきましても計画を立ててから現在まで12棟82戸がアパート、マンションができているということで、こういうことが中心市街地に住んでいただいて、歩いて買い物ができるような、そういうまちづくりを目指したものと、市立病院の改築事業が功を奏した。それから、ハートフル事業という、いろいろな市が行った政策で提出した率が96%ということになってございます。ただ、まちなか平日通行量が率で70%、これがちょっと低かったかなと思って、でも内閣府の方は、平日でございますので、通常働いている方々の通行がなかったのではないかなというご質問受けたのですけれども、ただ何力所か、交通量を図る基点全体で70%だったのですけれども、病院の周辺は逆に2倍になっているという資料を提出させていただきました。そんなことで、病院の前だけの、病院の周辺のもので21年は292人が568人という資料を出させていただきました。やはりこれは中心市街地活性化計画で示した病院の改築事業が功を奏したということで認識されたという

回答をいただいておりますので、ただ3点のそれぞれの率からいきますと100%になってございませんので、一層の施策なり事業の展開をとということの指導を受けてきたところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 経済部長のお話は、やっぱり計画を立てた本人としてはそういうふうな言い回しになってくるのは仕方のないことだろうなというふうには思うのですが、ただ商店街、先ほどのお話でも病院の周辺は歩く人がふえていると、倍になっているとおっしゃいましたか。ただ、それで売上げが伸びていないということは、決していい話ではないのです。病院の周りだけ来て、そのまんま帰ってしまっているということを今経済部長おっしゃっている。部長の立場だとすれば、そこからどうやって人を商店街に寄せるのか、行かせるのかということを考えてもらわなければいけないのだろうというふうに思うのです。だから、数字だけをとらえてのお話では私は今ないのですけれども、これから市長、この基本計画の関係がもうすぐ終わるといことになります。商店街は、後継者がいなくて大変な思いをしていたり、売上げが伸びなくて大変な思いをしていたりしています。この辺のところ、中心市街地活性化基本計画というのは、何となく病院を建てるときの補助金をというのも大きな理由の一つであったような私は気がしているのですけれども、中心市街地がこれからも盛り上がり活性化していくためにはどういうふうに、今後この活性化基本計画が終わった後でどのようなお考えをお持ちなのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 前段でもご答弁させていただきましたけれども、中活計画が終わっても、新しい法律制度でございます地域商店街活性化法に基づく計画づくりがございまして、今までは中心市街地活性化協議会の中で、いろいろな方々のご意見をいただきながら事業計画組んだわけでございますけれども、新しい法律の制度の中身は商工会議所さんなり商店会連合会なり、それぞれの単体の方々とのお話の中で事業展開ができるようなかなか柔軟な法案と制度の内容になってございますので、また事業主体の皆様のご要望等が今後どのようなものがあるのか、そのようなことも聞きながら、補助率の制度が3分の1が3分の2になっているということもございまして、その辺十分関係者の皆様のご意見をいただきながら、計画づくりで中心市街地に病院に来ていただいた方がどういう形で回遊されて買い物されるか、その辺も十分検討して計画策定にまいっていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1つ、中心市街地活性化、この基本計画には活性化協議会という組織があるのですけれども、この辺の組織の活動状況というのは今お話しできますか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 中心市街地活性化協議会、いろんな方、団体の方々に役員としてご出席いただいて作成した中心市街地活性化基本計画、この中身はソフト事業が、全部で総事業が16事業ございまして、このうちソフト事業が12事業、それから3事業が一応完了してございまして、今11事業、うちソフト事業が11なのですけれども、現在実施中ということで、おおむねこの中心市街地活性化基本計画の中身を作成していただきました協議会のメンバーの皆様には、引き続きこの11事業は実施中でございますので、この11事業をきちんとした中で目標値、それぞれ3点、先ほどお話しさせていただきましたけれども、この目標値が100%達成されるような形で事業展開していきたいということで、毎年度事業の内容、それから継続中のもの、これらをご報告させていただいて、事業の費用対効果などもあわせて内容の検討をさせていただいている状況でございます。

〔「活動内容で1年間でどのぐらい集まっているのという話なんですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 活動内容につきましては、前段で今申し上げました総事業費16事業が中心市街地活性化基本計画にのってございますので、その内容の費用対効果だとか事業の実施の有無、それぞれの事業の内容等を協議会の会員の皆様にお知らせして、その検討をさせていただいていると。そして、計画の24年の8月までにそれらが達成の中で当市の中心市街地の活性化ができるような形で……。活動状況といいますのは、それぞれの事業がそれぞれの事業団体でやっていますので、協議会自体では毎年定期総会の中で事業報告をさせていただいている状況でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やっぱり中心市街地、まちなかが本当に活性化されていかないと困るなというふうに思っています。それで、中心市街地の今この計画の基本になって動いているところというのが協議会というところがあるのですけれども、今の部長のお話でいくと、1年に1回集まって話し合いをされているという状況のようなのですけれども、計画を実現させていくためにはそのような1年に1回、協議会の皆さんが顔を合わせてやっているようなのではちょっとこれ厳しいなというふうに実は思っているのですけれども。市長、富良野のフラノ・マルシェというところへ行かれたことありますか。ここは、まさに中心市街地の同じように活性化協議会をまちづくり会社という形に変えて、とても今すごい展開をしているところなのです。同じ協議会という名前のところですよ。そのフラノ・マルシェというところでは、地元の農産物を置いたり、それから企業のお土産物をそこ独自で展開したり、かなりの人がここに訪れている状況があります。それに比べていくと、砂川は駅をおいたら、パチンコ屋さん火事になってしまったものでネオンも消えています。あの周辺は、物すごい大きな空き地になっています。空き店舗もたくさんあります。そして、ロードヒーティングもできていないから、道歩く人たちも本当に大変な思いで今歩いてい

るという状況があります。ただ、砂川でも素晴らしい企業たくさんあります。全国に展開する企業もあります。みんな一生懸命健康の、それから減農薬で農作物をつくっている野菜もあります。もう一個、お菓子もたくさんあります。だけれども、これがうまく発信できていないと思うのです。できれば、私はまちなかでこういうことが1つ展開されていくような、やはり行政もしっかりと計画を立ててお金を使っていくということが必要なのではないかというふうに思っています。

滝川市の新しく同じようになった前田市長は、中心市街地の対策費で2,000万円の補正を出しています。そして、もう一つは、先ほどの活性化協議会の専任職員の人件費ということで400万円の補正をつけています。ここで滝川の前田市長がいかに関心市街地にどれだけ力を入れるかということがわかります。うちの砂川市は、3月の当初予算で幾らかというと、中心市街地に活性協議会の補助金は67万円です。この違いがもしかしたら今後響いてくるのかなというふうに私は思っているのですけれども、市長には先ほど、これから中心市街地活性化基本計画がなくなった後の自分のプランあるいは夢を語っていただいてもいいのですけれども、そのお言葉が先ほどは経済部長がかわってお答えをされました。私は、基本計画が終わった後、市長はどのような展開をこのまちなかの活性化のためにされていくのかをぜひ伺いしたいと思っておりますが、ご答弁をいただけますでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 黒議員さんどうも他市のいいところを持ってきて砂川と比較したがるのですけれども、砂川もなかなか捨てたものではなくて、いいところはたくさんあるというふうに理解しておりますし、滝川は滝川でいろいろ砂川よりも悩みの深いところがあって、思い切って前田市長は金を出さざるを得なかったというのがございます。

それで、私の将来の夢というお話でございますけれども、どうしても執行方針の中にある程度それも踏まえながらイメージしている分野がございまして、一般質問の中でそこに踏み込んでしまうというのがございますので、なかなか私は先ほどからその点には触れていないというのがございますけれども、今回言っているのかどうかというのはちょっと難しいところですが、いわゆる小売業が落ちていると、中活の本当の目標はそこにあると。それでまた、行政ができる分野と行政だけ頑張ってもだめな分野もあると、ある程度民間の方も主導的にやっていただかないと。当然一生懸命やっておりますよ、民間の方は、かなり個別にはすごい動いて、体も使ってボランティアでやっていただいて、我々市の職員と一緒にやっていくというのでもございますけれども、先ほど例示したものなんかは市が必ず金を出さなければ進まないというものでもなくて、民間が主導でやられる事例も結構たくさんございます。ただ、何とか、そうはいつでも砂川の商業がどうしても、これは行政のせいだけでなく国の制度なり、消費する年代が余りにも減ってしまって、消費のいわゆる内需がしぼんでいるということも要因もございまして、

そこを何とかきっかけとして今回予算措置をして、それを突破口にして次の展開に持っていきたいという考えは私には持っています。ただ、それは執行方針なり予算に絡んでくる問題もしますので、この辺で答弁はやめておかないと、また言ったほうが悪いと言われても困りますので、この辺でやめたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 中心市街地活性化協議会の活動内容でちょっと答弁漏れございました。

中心市街地活性化協議会、定期総会年1回でございますけれども、その下にいろいろな部会がございます、スイートロード協議会なんかはその中心市街地活性化協議会の一組織でございます、各それぞれの部会の中で事業展開しているということで、昨年はお菓子づくり体験事業だとか、その中で自然の家のタイアップ事業だとか、それからスイーツフェスタ事業、それからぶんぶんクラブ事業のバナー設置事業だとか、ソメスサドルをめぐる旅だとか、それからディスプレイ事業、ハロウィンの事業だとかクリスマス、それからジャリン子七夕、それからジャリン子ハロウィンだとか、本当にたくさんの事業を展開して、まちの中に市内外から人を呼び込んだ中で、そしてなおかつ砂川の商店で買い物していただけるような、そのようなたくさんの事業の中で事業展開をしているということでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長のお言葉が中途半端だったのは、きっと今後の総括質疑で僕も質問をさせていただいて、はっきりさせていただきたいと思いますので、一般質問は終わらせていただきます。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時14分